# 大井町環境基本計画 (素案)

# 目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項1
1. 計画策定の背景と目的1
2. 計画の位置付け2
3. 計画の主体3
4. 計画の対象4
5. 計画の期間4
第2章 環境に関する社会情勢5
1. 国の動向5
2. 神奈川県の動向10
3. 大井町の動向13
第3章 環境の現状と課題14
1. 大井町の概況14
2. 自然環境21
3. 生活環境28
4. 地球環境33
5. 環境教育・環境保全活動41
6. 町民・事業者の意向調査結果の概要43
7. 大井町の環境課題47
第4章 望ましい環境像と基本目標54
1. 望ましい環境像54
2. 基本目標55
第5章 施策の展開57
1. 施策の体系57
2. 施策の展開59
第6章 環境配慮と行動82
第7章 計画の推進方策88
1. 計画の推進体制88
2. 計画の推進89
3. 進行管理の仕組み90

# 第1章 環境基本計画の基本的事項

# 1. 計画策定の背景と目的

大井町(以下、「本町」という。)では、環境基本法及び国の環境基本計画の趣旨を踏まえ、 大井町環境基本条例に定められた「環境の保全及び創造についての基本理念」の実現に向け て、平成15 (2003)年3月に大井町環境基本計画(以下、「本計画」という。)を策定し、取 り組みを進めてきましたが、その後、計画期間の終了に伴い、平成25 (2013)年3月の改定 を受けて、新たに同年4月から令和5 (2023)年3月までを計画期間として、町民・事業者・ 町が、それぞれの立場から様々な環境保全の取り組みを進めてきました。

そして、平成 25 (2013) 年の計画の改定からさらに 10 年が経過し、その間には国内外においても法律の制定をはじめとする様々な社会情勢の動きがみられます。特に、近年では地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化し、気候危機というべき状況にあります。その地球環境への危機意識の高まりや、社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、令和 2 (2020) 年に政府による「2050 年カーボンニュートラル (脱炭素化) 宣言」が行われ、脱炭素社会に向けた取り組みが急速に進められています。本町においても令和 4 (2022) 年 3 月に大井町長と議会議長の連名で「大井町気候非常事態宣言」を行い、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざすことを表明したことから、町民・事業者・町も一丸となって、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいく必要があります。

このような社会情勢のなか、「大井町環境基本条例」に示される基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な目標及び施策の方向を、改めて定めるために本計画の改定を行うものです。

#### 【大井町環境基本条例】 第3条(基本理念)

- ○環境の保全及び創造は、町民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。
- 〇環境の保全及び創造は、地域の自然的社会的条件に配慮し、人と自然・生き物との 共生を目的として行わなければならない。
- 〇環境の保全及び創造は、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会 が構築されることを旨として、町、町民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務を自 覚し、公平な役割分担のもとに行わなければならない。
- 〇地球環境保全は、人類共通の課題であることから、町、町民、事業者及び滞在者が 自らの問題として認識し、それぞれの日常生活及び事業活動等において、積極的に 推進されなければならない。

# 2. 計画の位置付け

本計画は、大井町環境基本条例第3条に定められた環境の保全及び創造についての「基本理念」の実現に向け、同条例第9条に基づき策定するものです。また、同時に大井町環境美化条例に規定された事項にも基づきます。

本計画においては、本町の良好な環境を次世代に引き継ぐための取り組みを、総合的かつ計画的に推進するため、長期的な視野に立った目標を掲げ、本町で生活や活動を行う町・町民・事業者等が、それぞれの役割を果たし、環境保全のための行動を進める際の基本的な方向及び方策を示すものであります。

なお、本計画は大井町第6次総合計画を上位計画とし、環境分野における個別計画として 位置付けるとともに、策定に際しては「おおい都市計画マスタープラン」をはじめとする分 野別の関連計画との調整を図るものとします。

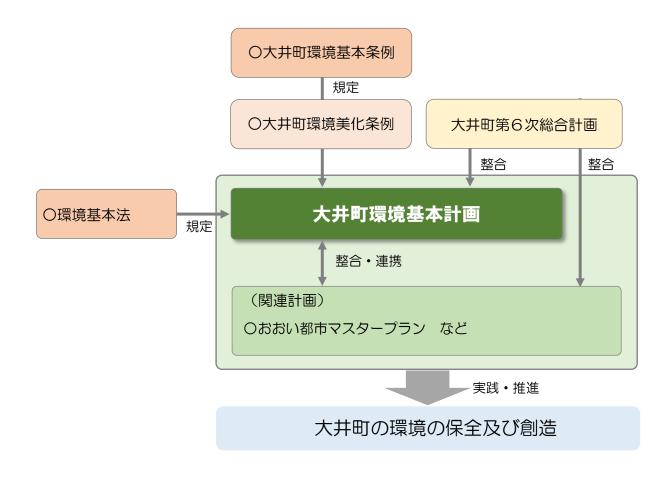


図 環境基本計画の位置付け

# 3. 計画の主体

本計画の実効性を高めるには、「町」、「町民」、「事業者」の各主体が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働が必要不可欠となります。また、大井町環境基本条例第4条から第7条においても、「町」、「町民」、「事業者」の環境保全に対する責務について明らかにしており、その3者による連携・協働のもとに、基本理念の実現と目標の達成をめざすものとします。



# 町の責務 第4条

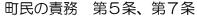
- ① 基本理念にのっとった環境の保全·創造に関する施策の策定及び実施
- ② 環境負荷の低減及び環境の保全・創造
- ③ 国・他の地方自治体との連携



# 連携・協働



- ① 公害の防止、自然環境の保全・創造
- ② 環境負荷の低減
- ③ 町が実施する環境保全・創造に関する施策への協力



- ① 自然環境の保全・創造
- ② 環境負荷の低減
- ③ 町が実施する環境保全・創造に関する施策への協力











# 基本理念の実現と目標の達成

# 4. 計画の対象

私たちは、地球上に生存する生物の一員として、本町における丘陵地や酒匂川などの「緑」と「水」に代表される豊かな自然の恵みを享受する一方、大量消費、大量廃棄による様々な影響を与えながら、社会経済活動を発展させてきました。その結果、地球温暖化をはじめとする様々な問題が顕在化し、町民の生命・財産・生活に直接影響を及ぼす状況となってきています。

そのため、今日の環境問題に対して真摯に向き合いつつ、われわれ一人ひとりの行動に伴う環境への負荷を低減し、身近な環境から地球規模の環境に至るまで配慮した行動を実践し、健全で恵み豊かな環境を未来へ継承していくことが求められています。

本計画では、現在及び将来の町民が健康で快適な環境を確保していくために、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「環境教育・活動」の4つの環境の側面を対象とし、それぞれの環境要素との関わりを示しています。

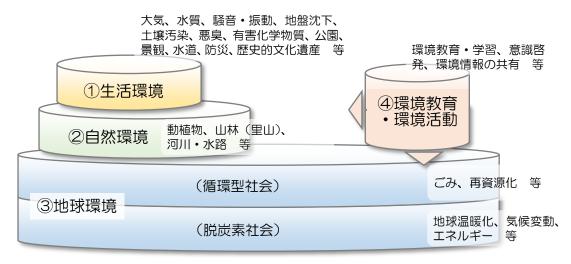


図 計画の対象とする環境要素(仮のイメージ)

#### 5. 計画の期間

本計画の対象期間は令和5 (2023) 年4月から令和14 (2032) 年3月までの10年間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢などを勘案し、必要に応じた見直しを行うものとします。

初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5 年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目
令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032

社会・経済状況や国・都の動向を踏まえ必要に応じて見直し

# 第2章 環境に関する社会情勢

# 1. 国の動向

# ①「パリ協定」を踏まえた我が国の地球温暖化対策

平成 27 (2015) 年に「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2  $\mathbb{C}$  より十分低く保つとともに、1.5  $\mathbb{C}$  に抑える努力を追求すること」が合意されました。 そのことを受けて、我が国では、平成 28 (2016) 年に「地球温暖化対策計画」が閣議決定 され、温室効果ガス排出量について、中期目標として「2030 年度に 2013 年度比で 26.0% 削減」、長期目標として「2050 年までに 80%削減をめざす」ことが掲げられました。

# ②脱炭素社会への転換

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が平成 30 (2018) 年に公表した「1.5℃特別報告書」では、令和 32 (2050) 年前後には世界の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取り組みが活発化しています。

こうした動きを踏まえ、我が国では令和2 (2020) 年に『2050 年カーボンニュートラル (脱炭素化)』が宣言されました。これは、地球温暖化ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、実質ゼロにすることを意図しています。

また、令和3 (2021) 年4月にオンラインで開催された気候サミットでは、「2030 年度において温室効果ガスの2013 年度からの46%削減をめざす。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける」という決意が表明されました。

#### ③「地球温暖化対策推進法」の改正

令和3 (2021) 年5月に改正された「地球温暖化対策推進法」においては、令和2 (2020) 年に宣言された「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置づけるとともに、その実現に向けて地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みや、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めています。

#### ④「地域脱炭素ロードマップ」の決定

令和3 (2021) 年6月の「国・地方脱炭素実現会議」にて、「地域脱炭素ロードマップ」 が決定されました。

本ロードマップでは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に令和12(2030)年までに集中して行う取り組み・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示しています。

これにより、①令和 12 (2030) 年までに少なくとも脱炭素先行地域を 100 か所以上創出、 ②脱炭素の基盤となる重点対策として、自家消費型太陽光や省エネ住宅などを全国で実行 することで、地域の脱炭素モデルを全国に伝搬し、令和 32 (2050) 年を待たずに脱炭素達 成を目指します。

### ⑤「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

令和 32 (2050) 年カーボンニュートラルへの挑戦を、「経済と環境の好循環」につなげる ための産業政策として、令和 3 (2021) 年 6 月に「2050 年カーボンニュートラルに伴うグ リーン成長戦略」が策定されました。

当該戦略では、14の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取り 組みを明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実 行計画としています。

電力部門については脱炭素化を大前提とし、再生可能エネルギーは最大限の導入を図り、 洋上風力産業と蓄電池産業を成長戦略としていくこととされています。

#### ⑥「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が令和3 (2021) 年 10 月に施行され、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変わるとともに、目的について「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示し、木材利用の促進に関する基本理念が新設されました。

また、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、より一層、木材の利用の促進と森林整備を進めることで、地域活性化への貢献や、森林の多面的機能の発揮にも資するものとしています。

#### ⑦「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等の在り方」の検討

「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等の在り方」に関する検討が行われ、 令和3 (2021) 年8月にまとめが公表され、令和32 (2050) 年及び令和12 (2030) 年にめ ざすべき住宅・建築物の姿が示されました。

- ■令和 32 (2050) 年にめざすべき住宅・建築物の姿
  - (省エネ)ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保される。
  - (再エネ) 導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる。
- ■令和 12 (2030) 年にめざすべき住宅・建築物の姿
  - (省エネ)新築される住宅・建築物については ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能が確保 される。
  - (再エネ) 新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入される。

#### ⑧気候変動における「緩和」と「適応」

気候変動の影響は、私たちの暮らしの様々なところに既に現れています。例えば、気温 上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化など による自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響などが挙げられます。

これまで取り組んできた温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」に加えて、これから

の時代は、気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」にも、より一層取り組む必要が あります。



図 「緩和策」と「適応策」 出典 気候変動適応情報プラットフォームホームポータルサイト

# ⑨「食品ロスの削減の推進に関する法律」

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。また、食品ロスが発生するということは、廃棄された食料の生産・ごみ処理過程で発生した温室効果ガスが、無駄に排出されたことになります。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)「土地関係特別報告書」(令和元(2019)年)によると、食料生産・製造の前後に行われる活動に関連する温室効果ガス排出量は、人為起源の正味の温室効果ガスの総排出量の21~37%を占めると推定され、食品ロスは気候変動の要因にもなっています。

我が国においては、令和元(2019)年10月に「食品ロス削減推進法(略称)」が施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めています。

#### **⑩「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」**

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を 契機として、我が国においては、令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」が 策定され、プラスチックの資源循環を推進する施策が進められています。

さらに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が令和 4(2022)年 4 月に施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み(3R+Renewable)を促進するための措置が講じられることとなります。

#### ⑪持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、令和12 (2030) 年までに、持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標です。これは、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。特に環境面

においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動対策、海洋資源の保全、生物多様性等の視点が新たに盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっています。

本計画では、各柱と SDGs との 関わりを示すため、17 の目標の うち関連する SDGs の目標アイコ ンを掲載しています。



図 SDG グローバル指標(SDG Indicators)

出典:外務省 HP

#### ⑩「第4次循環型社会形成推進基本計画」

平成30(2018)年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。同計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、7つの柱とそれぞれの実現に向けた施策が示されています。

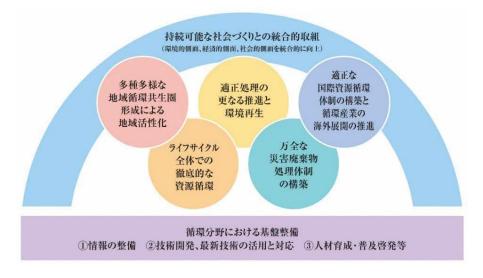


図 第4次循環型社会形成推進基本計画の7つの柱

出典:環境省 HP「第4次循環型社会形成推進基本計画 (パンフレット)」

#### ⑬次期生物多様性国家戦略策定に向けた動向

生物多様性国家戦略 2011-2020 の計画期間を終えるため、令和 2 (2020) 年より次期生物 多様性国家戦略の策定に向けた検討が行われ、令和 4 (2022) 年度を目処に閣議決定の見込みとなっています。

#### **҈** №30bv30 ロードマップ

令和4 (2022) 年4月に「30by30 (※) ロードマップ」が策定され、30by30 目標の達成に向けたカギとなる OECM (※) を主要な取り組みとして盛り込んでいます。

地方公共団体の役割としては、保護地域の拡張や管理の質の向上、OECM として整理された 地域の適切な管理等が求められています。また、このロードマップは次期生物多様性国家戦 略(閣議決定)に組み込み、より明確な国家方針とする予定とされています。

※30by30:少なくとも30%の陸域及び海域、特に生物多様性にとって特に重要な地域の保全を 進めるという目標。

※OECM: Other Effective area based Conservation Measure (その他の効果的な地域をベースと する手段)の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生 物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいう。

令和4 (2022) 年3月に開催された「令和3年度第3回民間取組等と連携した自然環境 保全の在り方に関する検討会」では、令和4 (2022) 年度中に認定の仕組みを試行し、 令和5 (2023) 年度中に個別認定を正式に開始予定としています。

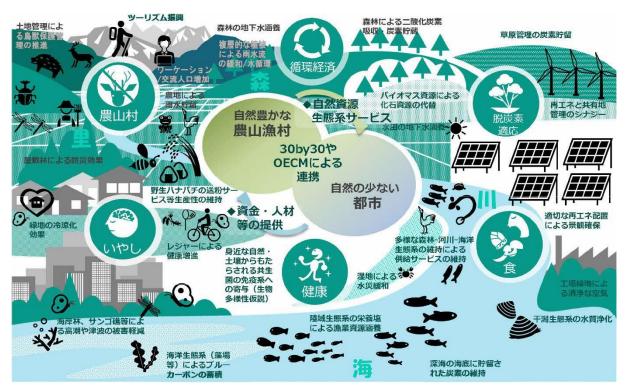


図 30by30 実現後の地域イメージ ~自然を活用した課題解決~

出典:30by30 ロードマップ

# 2. 神奈川県の動向

# ①かながわスマートエネルギー計画

平成25 (2013) 年7月に制定した「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づく計画として、令和12 (2030) 年度を見通した目標や基本政策等を定めた「かながわスマートエネルギー計画」を平成26 (2014) 年4月に策定、平成30 (2018) 年度に重点的な取り組みの追加等を行う改訂が行われました。

改訂された計画の「重点的な取り組み」の期間が令和2 (2020) 年度までであったことから、令和2 (2020) 年度に「重点的な取り組み」を追加する等の改訂予定となっていましたが、新型コロナウィルス感染症の影響が考慮され、計画の改訂時期が令和4 (2022) 年度に変更されました。

# ■数値目標と基本政策

	1	県内の年間電力消費量
数値目標		2010 年度比で、2020 年度 10%削減、2030 年度 15%削減
	2	県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合
		2020 年度 25%、2030 年度 45%
	1	再生可能エネルギー等の導入加速化
	2	安定した分散型エネルギー源の導入拡大
基本政策	3	多様な技術を活用した省エネ・節電の取り組み促進
	4	エネルギーを地産地消するスマートコミュニティの形成
	5	エネルギー関連産業の育成と振興

#### ②かながわ気候非常事態宣言

令和元(2019)年9月の台風第15号及び10月の台風第19号が、県内に記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、県内各地で甚大な被害が生じました。今後、地球温暖化が進むとこうした被害が大きくなるおそれがあり、これを防ぐためにも、これまで以上の努力をもって地球温暖化を食い止めることが必要であることから、県は、令和元(2019)年11月に「2050年脱炭素社会の実現」を表明、令和2(2020)年2月に「かながわ気候非常事態宣言」を発表しました。

#### ■基本的な取り組みの柱

- 1 今のいのちを守るため、風水害対策等の強化
- 2 未来のいのちを守るため、2050年の「脱炭素社会」の実現に向けた取り組みの推進
- 3 気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実

#### ③神奈川県気候変動適応センター

令和元(2019)年4月に、神奈川県環境科学センターを適応法に基づく地域気候変動適応 センターとして位置付け、気候変動影響や適応に関する情報を収集・整理・分析し、それら の情報の提供等を進めています。

#### ④かながわ脱炭素ビジョン 2050

令和3 (2021) 年11月に、公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)と県が共同で研究した「かながわ脱炭素ビジョン 2050」を発表しました。

このビジョンは、未来のいのちを守る「2050 年脱炭素社会の実現」に向けて、家庭生活を中心に脱炭素社会の将来像を示すもので、県民にライフスタイルの変革(脱炭素型ライフスタイルへの転換)を促し、この変革が企業等にも波及していくよう、事業活動の将来像も併せて示すことで、社会全体の変革につなげることを目的としています。

令和3 (2021) 年12月には、条例を改正し、「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として新たに定め、脱炭素社会の実現に向けた県の姿勢を明確に示しました。

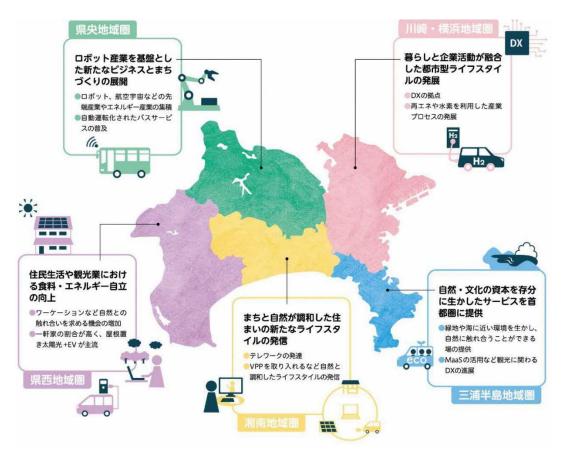


図 地域圏別の脱炭素社会における将来像

出典:かながわ脱炭素ビジョン 2050

# ⑤神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」(平成 21 (2009) 年7月制定)に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成 22 (2010) 年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定、その後、地球温暖化等の気候変動をめぐる社会・経済情勢の急激な変化等を踏まえ、令和4 (2022) 年3月に計画を改定しました。この計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行

計画 (区域施策編)」及び「気候変動適応法」第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」に 位置付けられています。

#### ■目標及び重点的な取り組み

計画期間	平成 28 (2016) 年度~令和 12 (2030) 年度						
	○令和 12 (2030) 年度の県内の温室効果ガスの総排出量を平成 25						
日十二	(2013) 年度比で 27%削減をめざす。						
目 標	○長期的な削減目標として、令和 32 (2050) 年までに 80%の温室効						
	果ガスの排出削減をめざす。						
	1 事業活動における対策						
	2 建築物の省エネルギー化						
	3 低炭素型のライフスタイルの促進						
	4 住宅の省エネルギー化						
重点的な取り組み	5 環境負荷の少ない自動車等の利用促進						
	6 再生可能エネルギー等の導入加速化						
	7 安定した分散型電源の導入拡大						
	8 フロン排出抑制法等の適正運用の推進						
	9 学校教育における環境教育の推進						

#### ⑥かながわプラごみゼロ宣言

世界規模の社会問題となっているプラスチックによる海洋汚染が問題となっている中、鎌倉市の由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。SDGs 未来都市である神奈川県は、これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、持続可能な社会をめざす SDGs の具体的な取り組みとして、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題に取り組むため、平成30(2018)年に3つの取り組みを掲げ、「かながわプラごみゼロ宣言」を発表しました。また、取り組みを推進するために、令和2年(2020年)3月には「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」が策定されました。

#### ■プラごみ削減に向けた3つの取り組み

- 1 ワンウェイプラの削減(マイバッグの利用、プラ製容器の削減等)
- 2 プラごみの再生利用の推進(ペットボトルの3分別、再生プラスチック製品の利用等)
- 3 クリーン活動の拡大等 (ごみ拾い活動や環境学習等)

#### ⑦かながわ生物多様性計画

平成28 (2016) 年3月、生物多様性基本法に基づき、「かながわ生物多様性計画」が策定されました。

当初、令和2 (2020) 年度に計画改定を予定されていましたが、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、神奈川県自然環境保全審議会(自然保護部会)の諮問を含めた計画改定に係る作業を2年延期とし、令和4 (2022) 年度に改定となります。

# 3. 大井町の動向

# ①大井町気候非常事態宣言~2050ゼロカーボンシティの実現に向けて~

令和4(2022)年3月に町長と議会議長の連名で「大井町気候非常事態宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざすことを表明しました。

#### ■宣言の内容

- 1 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用等に取り組むことで、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざします。
- 2 気象災害から町民の安全な暮らしを守るため、風水害対策等を強化します。
- 3 気候変動の危機的状況を町民、事業者、行政などあらゆる主体が広く情報を共有し、 協議して気候変動対策に取り組みます。

#### ②大井町SDGs宣言制度「おおいまちSDGsパートナー」

令和 4 (2022) 年 4 月から、S D G s の普及啓発を図ることを目的とし、「大井町 S D G s 宣言制度」を制定し、「おおいまち S D G s パートナー」の募集を開始しました。

令和4(2022)年8月時点で17の企業・団体が登録を行っています。

#### ■制度の概要

- ○趣旨: SDG s パートナー制度を通じて、SDG s の達成に向けた事業者の取り組みを 公表し、支援することで、更なる取り組みの推進及び取り組みの裾野の拡大を図 り、もって大井町におけるSDG s の取り組みの活性化につなげる。
- ○対象:大井町において事業活動を行う企業・団体
- ○SDGsパートナーのメリット:
  - (1) 町のホームページなどで取り組みをPRできる
  - (2) SDG sパートナー証を掲示することによってイメージアップが期待できる
  - (3)町のSDGsに関連したイベントに参画できる

# 第3章 環境の現状と課題

# 1. 大井町の概況

# (1)位置・地勢

本町は、東京から約70km、横浜から約50kmの圏内にあり、神奈川県の西部、足柄上郡の東部に位置しています。南は小田原市、西は酒匂川を境として開成町、北は松田町と秦野市、東は中井町にそれぞれ接しており、東西5.62km、南北5.18km、面積は14.38km²となっています。

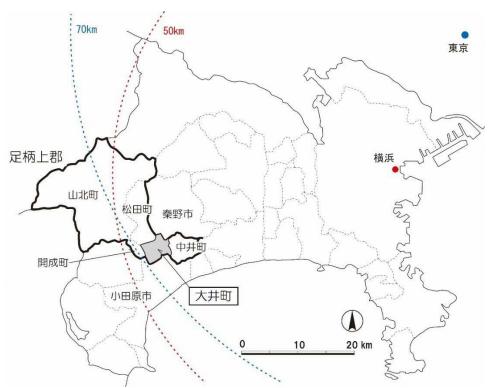


図 大井町位置図

本町は、足柄平野に位置する西側の 平坦地(酒匂川や川音川の扇状地)と 大磯丘陵に位置する東側の起伏に富 んだ丘陵地から構成されています。

足柄平野は、丹沢山魂、大磯丘陵、 箱根外輪山に囲まれるように広がっ ており、そのほぼ中央を酒匂川が相模 湾にむけて流れています。



#### (2)人口・世帯

本町の令和4(2022)年の人口は17,192人、世帯数は7,317世帯です。人口は平成29(2017)年まで減少傾向にありましたが、それ以降は微増傾向が続いています。世帯数は平成27(2015)年に減少しましたが、それ以降は増加傾向にあります。一方、世帯当り人員は、近年減少傾向が続き、令和4(2022)年は2.35人となっています。



図 人口・世帯数・世帯当り人員の推移(各年10月1日現在)

出典:大井町統計要覧(資料:企画財政課)

(ha)

# (3)土地利用

本町の地目別土地面積は、「その他」を除くと「山林」が最も多く、令和3年では339ha、町域の約24%を占めています。その次に「畑」が298ha(約21%)と多く、「宅地」、「田」と続いています。

近年の土地利用割合の推移を見ると、「宅地」が年々微増し、「田」が減少しています。

年	総面積	宅地	田	畑	山林	その他
平成 23 年	1, 441	265	142	299	337	397
平成 25 年	1, 441	266	141	299	337	399
平成 27 年	1, 438	268	139	298	337	395
平成 29 年	1, 438	268	136	298	339	398
平成 31 年	1, 438	270	134	298	339	398
令和3年	1, 438	271	131	298	339	400

表 地目別土地利用面積の推移

出典:大井町統計要覧(資料:税務課(固定資産概要調書))

■宅地 □田 □畑 □山林 □その他

(	0%	10% 2	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
平成23年	1	8.4%	9.9%		20.8%		23.4%		2	7.6%	
平成25年	1	8.5%	9.8%		20.7%		23.4%		2	7.7%	
平成27年	1	8.7%	9.6%		20.7%		23.5%		2	27.5%	
平成29年	1	8.6%	9.4%		20.7%		23.5%		2	7.7%	
平成31年	1	8.7%	9.3%		20.7%		23.5%		2	7.7%	
令和3年	1	8.8%	9.1%		20.7%		23.5%		2	7.8%	

#### 図 地目別土地利用割合の推移

出典:大井町統計要覧(資料:税務課(固定資産概要調書))

# (4) 産業

# ①産業分類別就業人口・事業所数

本町の産業分類別就業人口は、平成 27 (2015) 年の値で第 1 次産業が 356 人 (6%)、第 2 次産業が 2,257 人 (34%)、第 3 次産業が 5,496 (60%) となっています。

また、就業人口の推移としては、平成17 (2005) 年をピークとし、それ以降減少傾向で推移しています。



出典:大井町統計要覧(資料:国勢調査)

本町の産業分類別事業所数は、第3次産業が82%(平成28(2016)年度)を占めています。 また、事業所数の推移としては、近年減少傾向で推移しています。

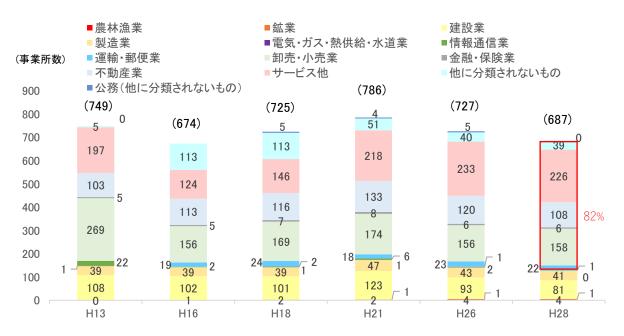


図 産業分類別事業所数の推移

※第1次産業:農林漁業

第2次産業:鉱業、建設業、製造業

第3次産業:電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不

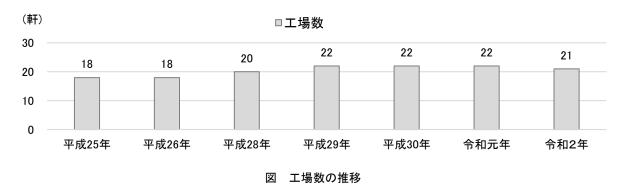
動産業、サービス業、他に分類されないもの、公務(他に分類されないもの)

出典:大井町統計要覧(事業所・企業統計調査、経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査)

#### ②工業

令和 2 (2020) 年の事業所数 (従業員数 4 人以上) は 21 事業所、製造品出荷額は 14,727 百万円、従業者数は 523 人となっています。

本町の工場数及び製造品出荷額、従業者数は、増減を繰り返しつつも概ね横ばい傾向で推移しています。



※平成27年は「平成28年経済センサス-活動調査」の実施に伴い中止となっています。

※平成28年は「平成28年経済センサス-活動調査【製造業】神奈川県結果(工業統計調査結果との比較)」より記載しています。

出典:大井町統計要覧(資料:工業統計調査)

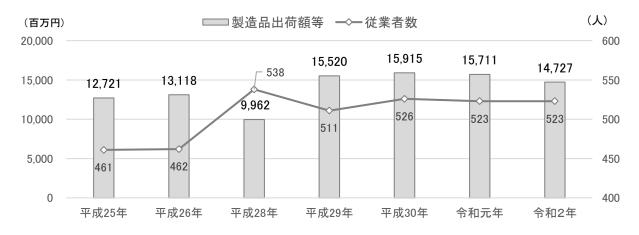


図 製造品出荷額と従業者数の推移

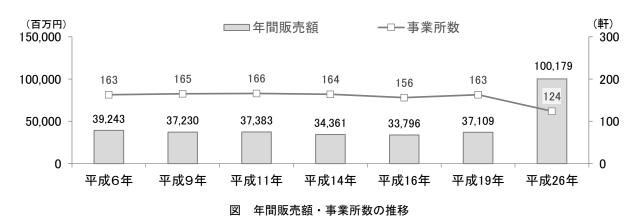
※平成28年は「平成28年経済センサス-活動調査【製造業】神奈川県結果(工業統計調査結果との比較)」より記載しています。

出典:大井町統計要覧(資料:工業統計調査)

#### ③商業

本町の卸・小売業の年間販売額は平成 26 (2014) 年で 100,179 百万円、事業所数は 124 軒となっています。年間販売額の卸売業と小売業との割合は、卸売業が 80%以上 (80,349 百万円) を占めています。

卸・小売業の年間販売額及び事業所数は、ともに平成19(2007)年までは、ほぼ横ばい傾向で推移していましたが、その後、年間販売額は増加しているものの、事業所数が減少しており、大規模事業所が売上を伸ばしている一方で、小規模な事業所数が減少している実態が表れています。



出典:大井町統計要覧(資料:商業統計調査)

# ④農業

本町の農家数は年々減少しており、令和2 (2020) 年の農家数は 192 戸、世帯数に対する 農家割合は 2.9%となっています。25 年前と比べて 378 戸も減少 (約 66%減) しています。 また、経営耕地面積も年々減少しており、令和2 (2020) 年の面積は 14,310a、25 年前と 比べて 14,889a も減少 (約 51%減) しています。

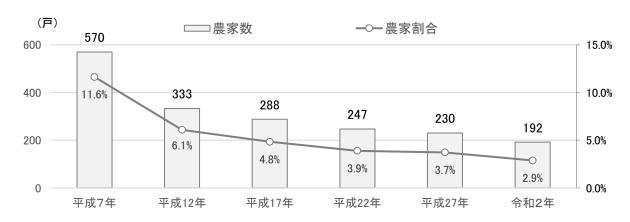


図 農家数・農家割合の推移

出典:大井町統計要覧(資料:農林業センサス)



図 経営耕地面積の推移

出典:大井町統計要覧(資料:農林業センサス)

大井町における農業産出額は、令和元(2019)年度で530百万円であり、その耕種別でみると、野菜が240百万円で46%を占めており、次いで果実が130百万円で25%、米が90百万円で17%と続きます。

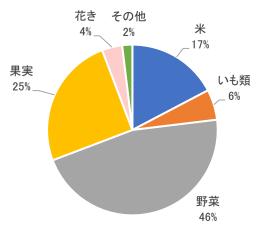


図 耕種別農業産出額(推計)(令和元年)

出典: 関東農林水産統計年報

なお、本町では有害鳥獣による農作物被害を防止するため、防護柵設置補助や有害鳥獣捕獲助成事業を推進するとともに、生態系との調和を図りつつ有害鳥獣の駆除を行っています。

表 有害鳥獣の駆除実績

鳥獣	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2年度	R3年度
イノシシ	55 頭	82 頭	79 頭	140 頭	127 頭	75 頭
シカ	26 頭	33 頭	37 頭	55 頭	73 頭	63 頭
ハクビシン	11 頭	20 頭	11 頭	11 頭	7 頭	12 頭
タヌキ	32 頭	15 頭	17 頭	13 頭	11 頭	11 頭
アライグマ	_	_	3 頭	2 頭	13 頭	4 頭
アナグマ	_	_	_	_	_	8 頭

出典:大井町環境行動計画(町の行動)実績報告書

# 2. 自然環境

# (1) 気象

本町の気象は、丹沢山魂等により寒冷な北風は遮られ、相模湾からの温暖な南風が入りやすいため、年間を通じて寒暖の差が少なく地域全体が良好な気象条件に恵まれています。気温、雨量、共に全地域にわたり大差なく、各種作物や果樹等の栽培も行われ、太陽と水と緑が調和した豊かな自然環境を有していると言えます。

アメダス小田原観測所の過去 30 年間における年間平均気温は 15.6  $\mathbb{C}$  、年間降水量は 1,975mm です。

また、横浜地方気象台の観測による年平均気温は、長期的に有意な上昇傾向を示しており、 100年当たり1.9℃の割合で上昇しています。

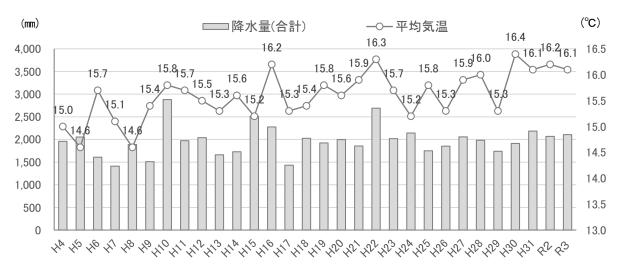


図 年間平均気温・年間降水量の推移

出典:気象庁(アメダス小田原観測所)

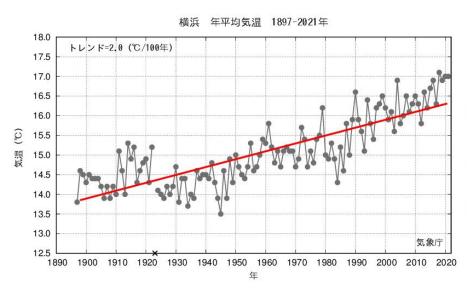


図 横浜地方気象台における年平均気温の変化

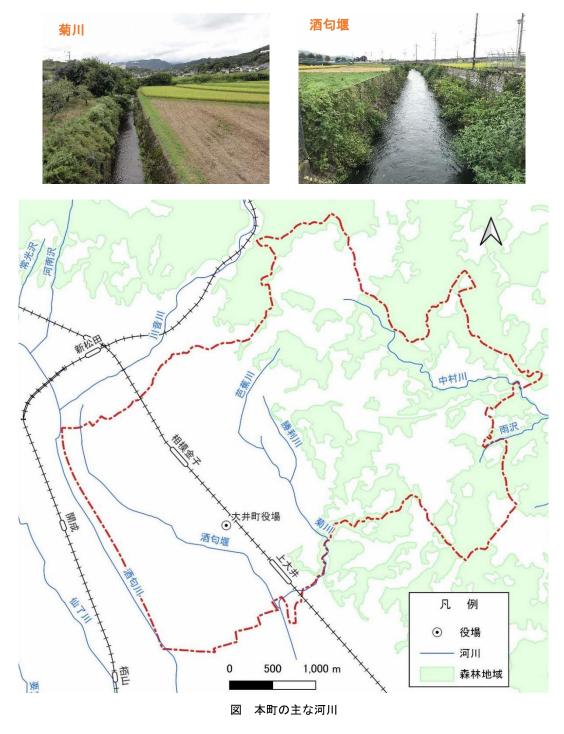
出典:神奈川県 HP

# (2)水系

本町では、酒匂川、菊川、中村川などの河川が流れており、酒匂川と菊川は小田原市に、中村川は二宮町へ流れ下っています。

地下水は豊富で、酒匂川や川音川、農業用水路等の水が地中に浸透し、その涵養源となっています。町営水道もそのすべてを地下水で賄っており、町内の工場等でも利用されています。

酒匂川や川音川から取水する用水路(酒匂堰、金田堰、和田堰、鬼柳堰)は、平坦部に古くから、しかも広く整備がされ、水田の灌漑用水としての役割を果たしてきましたが、現在では宅地化が進み都市排水路としての重要な役割も担っています。



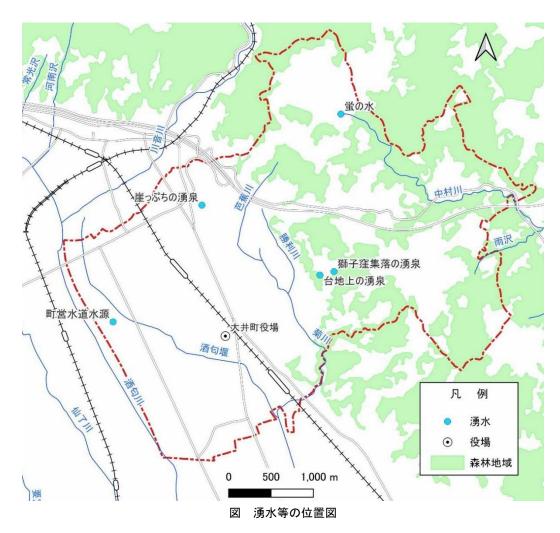
# (3)湧水

本町は、西側の平坦地から東側の起伏に富んだ丘陵地まで、川、低地、扇状地、丘陵地と、様々な地形で成り立っており、河川のみならず地下水も豊富で水に恵まれた町です。町内の各所に湧水が湧き出ている場所があります。ただし、一部では湧水量が減少傾向にあるという指摘もあります。



表 主な湧水

7 - 5000								
名称(通称)	概要							
「蛍の水」湧水地	秦野市と大井町の境に横たわる名羅甲丘陵の南裾が水源といわれて							
	おり、昔から一度も枯渇したことがなく、かつては生活用水としても							
	使われており、篠窪の住民にとって貴重な水源として親しまれてきま							
	した。							
崖っぷちの湧泉	最明寺の裏手、標高 100m あたりに位置し、昔からこの地域の簡易水							
	道の水源として利用されていました。集水域は比較的狭いため、湧水							
	量はあまり多くはありません。							
台地上の湧泉	了義寺の裏手の斜面にあり、流れ落ちた水は池の水源となり、さらに							
	<b>菊川の源流の一つとなっています。</b>							
獅子窪集落の湧泉	湧水量はあまり多くはないものの、獅子窪集落の中心にあり、菊川の							
	源流の一つとなっています。							



#### (4)保全地域と地域水源林

本町の東部に位置する丘陵には、広く森林地域が広がっており、県の自然環境保全地域や 保安林に指定された区域があります。また、鳥獣保護区としては、開成町との境を流れる酒 匂川の他、三嶋社、了義寺のエリアが指定されています。

また、本町では、水源涵養、土砂の流失・崩壊防止、里山景観の形成、多様な動植物の生息の場として、森林の持つ公益的機能の再生を図るため、森林整備を進めており、令和3(2021) 年度現在、35.3haの面積を整備し、地域水源林整備率は47.14%です。





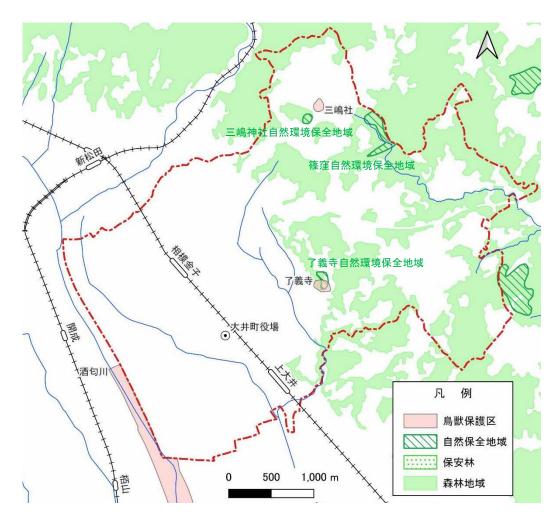


図 本町の保全地域の指定等

出典:国土数値情報データ(国土交通省)

#### (5)動植物

本町は、足柄平野の標高約 30m から大磯丘陵の西部に位置する高尾の竹山 (308m) との間に、川、低地、扇状地、丘陵地と、様々な地形で成り立っており、それぞれの自然環境に多様な動植物が分布しています。

一方で、住宅地や商業地域の拡大が進むにつれ、動植物の生息・生育域が変化していき、 国内・国外外来種の侵入や定着が進むとともに、在来種の減少や絶滅といった問題も生じて います。

さらに、近年では雑木林の利用が行われなくなったこともあり、カシノナガナキクイムシが媒介する「ナラ枯れ」被害が平成30(2018)年~令和3(2021)年に爆発的な広がりを見せている状況も見られます。

以下に大井町史をもとに、町内で見られる動植物の概要を記します。

#### 1)動物

# ①丘陵部の動物

高尾、赤田、篠窪などに断続的に展開する里山では、ヒメネズミ、リス、タヌキ、イタチなどが見られ、ムササビも生息しています。野鳥では、キビタキ、オオルリ、クロツグミ、サンショウクイ、アオゲラなど、山地性の種類も見られます。また、これらの地域では、オオタカやノスリなど、猛禽類の出現も比較的高いです。は虫類では、タカチホヘビ、ジムグリ、ヒバカリなどが確認され、昆虫ではオオムラサキ、ムラサキシジミ、ノコギリクワガタ、ミヤマクワガタ、ハグロトンボ、コシボソヤンマなど確認されています。

#### ②平野部の動物

平野部では、水鳥が多く確認され、特に春と秋にのみ確認される渡り鳥が多いことが特徴的です。渡り鳥は主に酒匂川の中州や水辺で確認されますが、同時に酒匂川の後背湿地として豊富な餌と安心して休息できる場となる水田や休耕田にも多く見られ、渡り鳥にとっては、欠かすことのできない環境となっています。また、近年ではその姿を消してきているタマシギやバンなどの営巣も確認されています。その他、酒匂川の河川敷では、ジネズミ、アズマ

モグラ、イタチ、カヤネズミなどのほ乳類が確認されています。しかし、ダルマガエル、イモリ、ホトケドジョウ、ツバメ、スズメなどは、平野部から徐々に姿を消していっています。

一方で、アカボシゴマダラ、ヨコヅナサシガメ、ムネアカハラビロカマキリ、コハクオナジマイマイ、ガビチョウ、イソヒヨドリなど、本町の野生種ではないものが、増えつつある状況です。



出典:大井町の動物

#### 2)植物

# ①植生

本町の気候は温暖で、夏に雨の多い太平洋型の気候であり、常緑広葉樹林が覆っていた植生帯にあたります。 今日では、自然状態の常緑広葉樹林帯を見ることは難しくなってきていますが、本町では篠窪の三嶋神社や山田の了義寺周辺の森に、この地方の自然林の様子を見ることができます。

本町の丘陵部は、細かい谷が縦横に刻み込まれた複雑な地形に、薪炭林として利用してきた雑木林、畑、果樹園など様々な植生がモザイク状に分布しています。



平野部は、酒匂川の河川植生を除いて自然植生はほとんど現存せず、水田や畑の耕地雑草 群落以外では、酒匂川の土手などに見られる多年草群落と河川敷の草本群落が主となります。

#### ②丘陵部の植物

相互台の斜面の下部はムクノキやケヤキの林、上部にはコナラの林が覆っています。なだらかな陽当たりに恵まれているところでは、ミカンが作られており、頂上部では、クスノキやサクラが植栽されています。

相互台の東側は、標高も低い平坦地が開けていますが、再び丘陵地に入る境界部に了義寺があり、本堂背後にスダジイが優占する常緑広葉樹林が生育しています。

丘陵地の急斜面、北向き斜面、尾根筋にはコナラ、クヌギ、イヌシデなどの雑木林が残され、谷筋にはスギやヒノキが植林されています。丘陵地のほぼ中央に位置する「いこいの村」 周辺では、野菜や花木の畑、ミカン、クリ、ウメなどの果樹が作られています。

東名高速道路を隔てて、町の北部は雑木林や植林地が広がり、自然環境がより豊かに保たれています。盆地状の篠窪の集落には、常緑広葉樹林の自然林(スダジイ等)の姿を残す三嶋社の鎮守の森があります。その他、クリ畑、コナラやクヌギの雑木林、スギ・ヒノキの植林などが多く残っています。

#### ③平野部の植物

酒匂川の河原には、ヨシやツルヨシなどの草原、堤防にはオギやススキ、オオブタクサ、 クズなどの群落が生育しています。その他、水田や一部に果樹園が広がっています。

# (6)景観

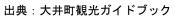
本町は、足柄平野を流れる酒匂川と低地に広がる水田、丘陵地の里山の風景、高台から見た富士山や箱根の山々など、四季を通じた美しい景観を有しています。















出典:大井町観光ガイドブック





# 3. 生活環境

# (1) 大気

本町の大気の状況は、近隣自治体における大気汚染物質の測定結果を参考とすると、環境 基準を満たしており、概ね改善傾向にあると言えます。

# ■一般環境大気測定結果 測定局:南足柄市生駒

項目	単位	年平均値							
<b>坎</b> 口	<u> </u>	H23 年度	H26 年度	H29 年度	R2年度				
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	ppm	0.001	0.002	0.003	0.002				
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	ppm	0.008	0.008	0.006	0.005				
一酸化窒素 (NO)	ppm	0.002	0.002	0.002	0.001				
浮遊粒子状物質 (SPM)	${\rm mg/m^3}$	0.021	0.022	0.016	0.016				
光化学オキシダント (0x)	ppm	0.044	0.049	0.045	0.048				
微小粒子状物質 (PM2.5)	$\mu \text{ g/m}^3$	l	9.0	6. 4	6. 1				

出典:神奈川県大気汚染常時監視測定結果

# ■自動車排出ガス測定結果 測定局:小田原市民会館

項目	単位	年平均値							
<b>以</b> 口	平位	H23 年度	H26 年度	H29 年度	R2 年度				
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	ppm	0.014	0. 012	0.011	0.009				
一酸化窒素 (NO)	ppm	0.008	0.006	0.005	0.004				
浮遊粒子状物質 (SPM)	${\rm mg/m^3}$	0.024	0. 023	0.020	0.019				

出典:神奈川県大気汚染常時監視測定結果

# (参考:大気汚染に係る環境基準)

項目	環境基準
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間
二酸化窒素(NO2)	値が 0.1ppm 以下であること。 1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン
	内又はそれ以下であること。
一酸化窒素(NO)	連続する8時間における1時間値の平均は、20ppm以下であること。 連続する24時間における1時間値の平均は、10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m³以下であること。
光化学オキシダント (0x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること 。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が $15\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であり、かつ、 $1$ 日平均値が $35\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であること。

#### (2) 水質

本町内を流れる水路の多くは農業用水路として整備され、水田等に使用されています。しかし、都市化が進むにつれ生活排水路を兼ねる水路も増加し、雨水や生活排水等の都市排水の流入も増加してきています。

そのなかで、主要な河川・水路(金田堰、酒匂堰、鬼柳堰、和田堰、菊川、勝利川)の9地点において水質検査を実施しており、水質検査の結果は、どの地点でも概ね良好な結果(概ね環境基準のAA~A類型相当)となっています。

表 町内の河川・水路の水質検査結果(生物化学的酸素消費量)

(mg/L)

N.	地点	H29 年度		H30 年度		R 元年度		R2 年度		R3 年度	
No	地点	H29.7	H30.1	H30.7	H31. 1	R1. 7	R2. 1	R2.8	R3. 1	R3. 7	R4. 1
No. 1	酒匂堰・鬼柳堰 上流	0. 5	0.7	0. 7	1. 2	0.9	0.6	1. 5	0.3	1.8	0. 7
No. 2	金田堰下流	1.3	0.9	0.7	1.4	2. 1	0.7	1.8	2.6	1.7	0.9
No. 3	和田堰上流	0.9	0.7	0.6	1.3	0.4	0.2	1.5	0.4	0.9	0.6
No. 4	和田堰下流	0.5	1.1	0.7	1.3	0.8	0.4	1.6	0.5	1.0	1. 1
No. 5	酒匂堰中流	0.4	1.1	0.5	1.4	1.0	0.5	1.5	0.5	1.7	0.7
No. 6	鬼柳堰下流	0.5	0.8	0.9	1.5	1.0	0.4	1.7	0.8	1.6	0.5
No. 7	菊川上流	0. 1	0.7	0.4	2. 1	0.9	0.4	1.5	0.8	1.1	0.8
No. 8	菊川下流	0.7	2.1	0.7	1.9	0.9	0.6	1.8	1.8	1.6	1.0
No. 9	勝利川上流	0.2	0.8	0.4	1.2	0.4	0.2	1.8	0.7	0.9	0.4

出典:生活環境課資料

本町の水道水はそのすべてを地下水により賄っております。その水質に関しては、水源から蛇口に至るまで50項目以上に及ぶ水質検査及び日々の水質管理を実施しており、現在にいたるまで、異常はありません。

なお、厚生労働省の組織した「おいしい水研究会」によると、おいしい水としての項目が まとめられており、その項目について本町の水と比較すると以下となります。

表 大井町の水含有量

<u> </u>					
項目	含有量目安	説明	本町の水含有量 (R2 年度平均値)		
蒸発残留物	30~200mg/1	主にミネラルの含有量を示しています。量が多い と苦味、渋味が増し、適度に含まれるとこくのある まろやかな味がします。	131mg/1		
硬度	10~100mg/1	ミネラルのなかで量的に多いカルシウムとマグネシウムの含有量を示しています。硬度の低い水はくせがなく、高いと好き嫌いがでます。カルシウムに比べてマグネシウムの多い水は苦味を増します。	75mg/1		
遊離炭酸	3∼30mg/1	溶け込んでいる炭酸分の量を示します。水にさわ やかな味を与えるが、多いと刺激が強くなります。	3 mg/1		
過マンガン 酸カリウム 消費量	3mg/1以下	有機物質を示します。多いと渋味をつけ、多量に含まれると塩素の消費量に影響して水の味を損ないます。	0.3mg/1 未満		

項目	含有量目安	説明	本町の水含有量 (R2 年度平均値)
臭気度	3 以下	水源の状況により、さまざまなにおいがつくと不 快な味がします。	0
残留塩素	0.4mg/1以下	水にカルキ臭を与え、濃度が高いと水の味をまずくします。なお、水道水は、法律により、0.1mg/1 以上1.0mg/1以下にしなければなりません。	0.21mg/1
水温	最高 20℃ 以下	冷やすことにより、おいしく飲めます。体温より 20 ~25℃低い 10~15℃が適温といわれています。	17. 4℃

出典:大井町 HP

# (3)交通

本町の鉄道駅は、JR御殿場線の上大井駅及び相模金子駅があります。

路線バスは、利用実態に応じて行き先の変更や運行回数の削減など、運行状況の見直しが 行われています。また、高齢者や交通手段を持たない町民の外出や移動を支援するため、大 井町巡回バス「おおいゆめバス」の運行を行っています。

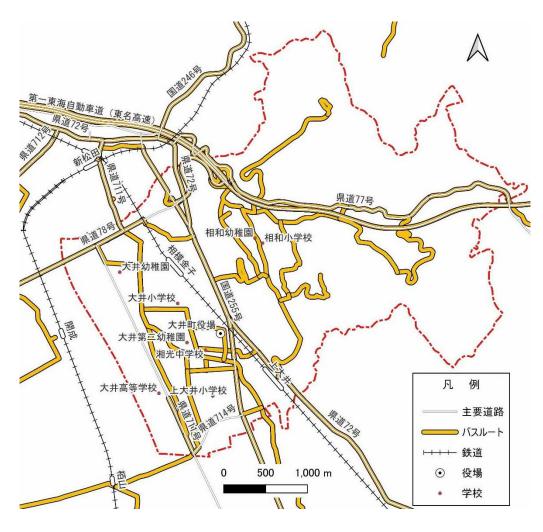


図 交通網図

# ①鉄道

JR御殿場線の乗車人員は、平成24(2012)年以降、両駅とも増加傾向にありましたが、新型コロナウィルス感染症の影響等により、令和2(2020)年度には両駅とも大幅に減少しています。



図 鉄道乗車人員の推移

出典:大井町統計要覧(資料:東海旅客鉄道(株))

# ②自動車課税台数

本町の自動車課税台数は以下のとおりです。

表目	自動車課税台数の推移
----	------------

(台)

年度	乗用車	軽自動車等	トラック	貨客兼用車	バス	特殊用途	合計
平成 24 年度	5,499	7,226	302	159	5	60	13, 251
平成 25 年度	5,418	7,094	291	153	7	62	13, 025
平成 26 年度	5,315	7,376	280	149	6	58	13, 184
平成 27 年度	5,211	7,294	281	158	6	64	13, 014
平成 28 年度	5,155	7,415	277	156	6	65	13, 074
平成 29 年度	5,205	7,492	269	151	6	62	13, 185
平成 30 年度	5,162	7,542	262	150	7	58	13, 181
令和元年度	5,167	7,576	277	151	6	50	13, 227

<sup>※「</sup>乗用車」は、普通車、小型車を含みます。「軽自動車等」は、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊、二輪の小型自動車を含みます。

出典:大井町統計要覧(資料:小田原課税事務所、税務課)

# (4)公園

本町には令和4 (2022) 年に開園した大井中央公園をはじめ、以下の公園や広場があり、広く町民に利用されています。その他、酒匂川やおおいゆめの里といった行政が管理する緑地も、公園と類似した機能を有するオープンスペースとなっています。また、民間所有等の緑地は丘陵部に広く分布しています。

表 公園の面積(令和4年3月末)

分類		名称	面積
都市公園	近隣公園	大井中央公園	24, 005. 00
	街区公園	水神宮公園	1, 801. 28
	街区公園	金手児童公園	1, 298. 97
	街区公園	金子児童公園	750.00
	街区公園	相模金子駅前公園	887. 03
計			28, 742. 28
その他公園		大井グリーンタウン公園	283. 56
		上大井駅前公園	2, 700. 35
		西大井第1公園	240. 22
		西大井第2公園	153. 35
		西大井第3公園	612. 75
		湘光園開発公園	324. 73
		エバラ公園 (緑地)	2, 382. 76
		中屋敷公園	278. 92
		(仮称)新湘光公園	19, 396. 46
		農業休憩所	585. 27
		農村公園	983.00
計			27, 941. 37
広場		健楽ふれあい広場	4, 000. 00
計			4, 000. 00
		合計	60, 683. 65

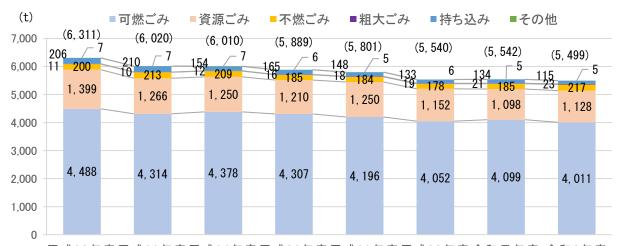
出典:都市整備課資料

# 4. 地球環境

#### (1) 廃棄物

# ①ごみの排出・処理

本町のごみの総排出量は、近年、概ね減少傾向で推移しており、令和2 (2020) 年度の排出 処理量も5,499t と前年より減少しています。排出処理量を10年前の平成22 (2010) 年と比較すると、521t の減少(8.7%減)となります。ただし、新型コロナウィルス感染症による生活様式の変化等の影響により、令和2 (2020) 年度の内訳のなかで、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに関しては、前年の令和元(2019) 年度より増加となっています。



平成20年度平成22年度平成24年度平成26年度平成28年度平成30年度令和元年度 令和2年度

図 ごみの総排出量の推移

出典:大井町統計要覧(資料:生活環境課)

また、町民1人あたりのごみの排出量とごみ資源化率は以下のとおりです。

年度 1人あたりのごみの量 ごみ資源化率 (%) H27 年度 774g/1人·日 25.03 778g/1人·目 H28 年度 24.59 H29 年度 744g/1人•目 23.92 735g/1人·目 H30 年度 24.34 R元年度 737g/1人·日 23.24 23.62 R2年度 742g/1人·日 718g/1人·日 R3年度 23.66

表 町民1人あたりのごみ排出量とごみ資源化率

出典:大井町環境行動計画(町の行動)実績報告書



図 ごみ処理の推移

※資源ごみ:ビン、カン、容器包装プラスチック、ペットボトル、古紙、布、剪定枝

※埋立:不燃ごみ及び粗大ごみ並びに持ち込みの一部

※資源化:直接資源化した物のほか、不燃ごみ及び粗大ごみ並びに持ち込みの一部

※平成29年度に一部区分変更

出典:大井町統計要覧(資料:生活環境課)

# ②資源ごみの回収

資源ごみの回収量は、近年、減少傾向で推移していましたが、令和3 (2021) 年度は、支援団体が10、実施回数が28回、総回収量が16,887kgと、さらに大きく減少しています。

表 資源回収奨励金交付事業における回収量の推移

年度	支援団体	延べ実施回数	総回収量 (kg)
H27 年度	19	33	56, 492
H28 年度	14	28	41,803
H29 年度	14	30	44, 853
H30 年度	15	30	32, 775
R 元年度	13	30	30, 861
R2年度	11	28	17, 478
R3年度	10	28	16, 887

出典:大井町環境行動計画(町の行動)実績報告書

#### ③1人1日あたりの食品ロス発生量

令和4 (2022) 年度にまとめられた「大井町食品ロス実態調査報告書」によると、家庭ごみの「燃やすごみ」を対象とした調査結果から、調理くずを除く直接廃棄及び食べ残しとする「食品ロス」の1人1日あたりの発生量は、59.8g/人・日でした。その内訳を見ると直接廃棄(手付かず、100%)が38.4g/人・日、食べ残しが14.9g人・日と推計されています。

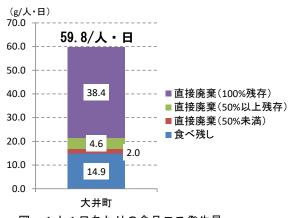


図 1人1日あたりの食品ロス発生量 出典:大井町食品ロス実態調査報告書

#### 4 剪定枝チップの利用

本町では、剪定枝破砕処理委託事業を通じて生成された剪定枝チップの使用促進を図り、 ごみの減量化と家庭菜園等での幅広い活用を促進しています。

表 剪定枝の収集量の推移

年度	収集回数	収集延べ件数	収集量 (t)
H27 年度	96	831	135. 0
H28 年度	101	894	160. 1
H29 年度	99	858	154. 9
H30 年度	99	1,010	156. 4
R 元年度	94	901	122. 5
R2年度	97	1, 057	137. 9
R3年度	96	1,002	126. 1

出典:大井町環境行動計画(町の行動)実績報告書

# ⑤段ボールコンポスト

本町では、燃えるごみに多く含まれる生ごみの減量化と再資源化を図るため、安価で堆肥化が可能な段ボールコンポストの普及促進を図っており、令和3 (2021) 年度は新規14セット、基材のみ(継続)を3セット配布しました。

表 段ボールコンポストの配付状況

年度	新規セット	基材のみ(継続)
H27 年度	65 セット	_
H28 年度	40 セット	9セット
H29 年度	27 セット	3セット
H30 年度	14 セット	1セット
R 元年度	5セット	1セット
R2年度	12 セット	2セット
R3年度	14 セット	3セット

出典:大井町環境行動計画(町の行動)実績報告書

#### ⑥環境パトロール

町内全域を対象とした環境パトロールを実施し、不法投棄防止を図るとともに、不法投棄 をされた廃棄物や散乱ごみを撤去し、二次投棄の防止を図っています。

表 環境パトロールによる回収ごみ量

年度	実施回数	回収した 不法投棄廃棄物(t)	回収した 美化清掃ごみ(t)
H27 年度	43	6. 2	11.5
H28 年度	46	7. 7	16.6
H29 年度	48	7. 2	17. 5
H30 年度	46	5. 1	11. 1
R 元年度	42	4. 3	3.8
R2年度	47	4. 9	0.0
R3年度	46	4. 5	0.0

出典:大井町環境行動計画(町の行動)実績報告書

## (2) エネルギー(参考)

## (1)電力需要

本町の電力需要は、環境省の公表している「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」のデータによると、近年では増減を繰り返しつつ横ばい傾向にあります。

部門別にみると業務が 48%と半分弱を占めており、次いで家庭が 35%、製造業が 12%と 続き、この3部門で全体の96%を占めます。

また、平成 26 (2014) 年から令和元 (2019) 年までの部門別の増減率を見ると、建設業・鉱業が $\triangle$ 29.8%、農林水産業が $\triangle$ 11.3%、家庭が $\triangle$ 10.3%となっており、建設業・鉱業の減少率が大きくなっています。これは、建設業・鉱業の就業人口・事業所数の減少によるものと考えられます。

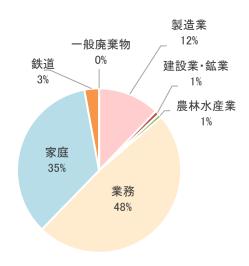


図 電力需要の部門別割合(令和元年) 出典:環境省 HP「自治体排出量カルテ」

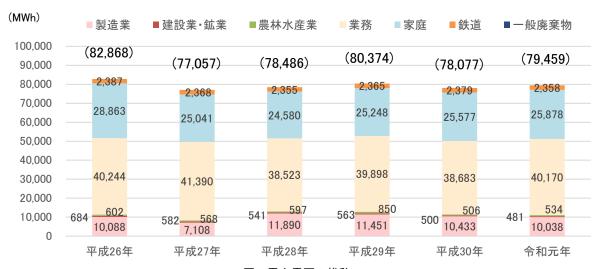


図 電力需要の推移

出典:環境省 HP「自治体排出量カルテ」

## ②都市ガスの使用状況

本町における令和 2 (2020) 年度の都市ガスの使用量は 385, 213m³です。平成 29 (2017) 年度に 1, 172, 613m³にまで増加しましたが、そこから 67%減と大きく減少しています。

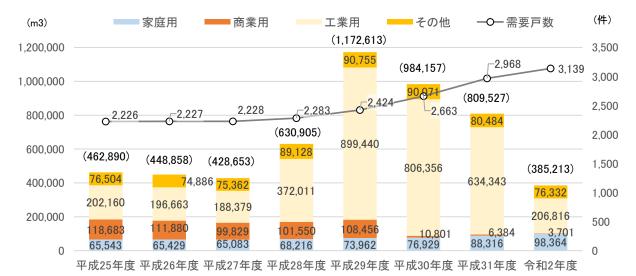


図 都市ガスの使用状況の推移

出典:大井町統計要覧(資料:小田原ガス(株))

## ③再生可能エネルギーの導入量

本町における再生可能エネルギーによる発電電力量は、「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS) のデータによると、少しずつではありますが増加傾向にあり、令和 2 (2020) 年度で 20,862MWh となっています。その内訳は、太陽光発電のみであり、10kW 以上が圧倒的に多く、同年度は 18,540MWh と全体の 89%を占めています。10kW 未満は 2,323 MWh と 11%を占めています。

また、約26%に相当する電力を再生可能エネルギーで発電していることとなります。

 種別		再生可能エネルギーによる発電電力量(MWh)					
/生刀□	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
太陽光発電	750	1 001	1 010	1 200	1 700	0.041	0 000
(10kW 未満)	759	1,021	1, 212	1, 398	1, 709	2, 041	2, 323
太陽光発電	16 510	17 000	10 000	10.000	10 204	10 510	10 540
(10kW以上)	16, 518	17, 832	18, 002	18, 096	18, 384	18, 518	18, 540
風力発電	0	0	0	0	0	0	0
水力発電	0	0	0	0	0	0	0
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電	0	0	0	0	0	0	0
合計	17, 277	18, 853	19, 214	19, 494	20, 093	20, 558	20, 862
区域の電気使用量	82, 868	77, 057	78, 486	80, 374	78, 077	79, 459	79, 459
対消費電力に対する 割合	20. 8%	24. 5%	24. 5%	24. 3%	25. 7%	25. 9%	26. 3%

表 再生可能エネルギーの導入状況

- ※再生可能エネルギー導入容量は、FIT 制度で認定された設備のうち買い取りを開始した設備の導入容量を表しております。そのため、それ以外の再生可能エネルギー設備は、本表の値に含まれません。それ以外の再生可能エネルギー設備は、具体的には以下の設備があります。
  - ・発電した電気を自家消費で活用する設備(余剰電力を売電しない設備)
  - ・FIT 制度開始以前に導入され FIT 制度への移行認定をしていない設備
  - ・FIT 制度に認定されていても買い取りを開始していない設備

出典:環境省 HP「自治体排出量カルテ」

## ■「きらめきの丘おおい」のメガソーラー設置運営事業

・所在:大井町山田字かたぶた1473番地 外89筆

・事業用地面積: 68,631 m (メガソーラー設置面積約27,700 m2)

· 事業期間: 20 年

· 発電開始: 平成 26 年 3 月

・発電規模: 2.12 メガワット (ND-245 (多結晶) 245 (W/枚)) 8,640 枚

一般家庭約600世帯 (大井町総世帯数の約9%) 分の電力を発電

CO<sub>2</sub>削減量約 660 t/年(森林面積換算約 180ha/年)

## 4)再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

本町における再生可能エネルギーによる導入ポテンシャルは、「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS) のデータによると、以下のとおり太陽光発電により年間 37,169MWh の発電電力量のポテンシャルがあります。この電力量は、本町の電力需要 (79,459MWh) の約 47%の電力量に匹敵します。

表 再生可能エネルギー種別ポテンシャル

種別	設備容量 (kW)	設備容量 (MJ)	年間発電電力量 (MWh/年)
太陽光発電(※)	31,000	_	37, 169
風力発電	0		0
中小水力河川	0	_	0
地熱発電	0	_	0
太陽熱(億 MJ/年)	_	1億	_
地中熱(億 MJ/年)	_	7 億	_
合計	31,000	8億	37, 169

<sup>※「</sup>再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」では、太陽光で公共系太陽光発電の市区町村別導入ポテンシャルは検討されていないため、同上システムの住宅用等太陽光発電の推計値です。

資料:環境省 HP「自治体排出量カルテ」

## ⑤設備導入費補助

本町では、住宅用太陽光発電システムを設置する町民に対し、設置費用の一部を補助しています。年度ごとの交付件数は以下のとおりです。

表 住宅用太陽光発電システムに対する補助金交付件数

年度	交付件数	総交付件数
平成 29 年度	14 件	228 件
平成 30 年度	33 件	261 件
令和元年度	24 件	285 件
令和2年度	14 件	299 件
令和3年度	26 件	325 件

出典:大井町環境行動計画(町の行動)実績報告書

また、エコカーの普及促進を図るため、電気自動車の購入及び電気自動車用急速充電設備の設置者に対しても補助を行っています。年度ごとの交付件数は以下のとおりです。

表 電気自動車の購入等に対する補助金交付件数

年度	4輪車	2輪車
平成 30 年度	1件	0件
令和元年度	0件	0件
令和2年度	0件	0件
令和3年度	0件	0件

出典:大井町環境行動計画(町の行動)実績報告書

## (3) 二酸化炭素排出量(参考)

本町における二酸化炭素排出量は、「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)のデータによると、令和元(2019)年度において 96.5 千 t-CO<sub>2</sub>であり、国や神奈川県の基準年である平成 25(2013)年度の 113.6 千 t-CO<sub>2</sub>から約 15%減少しています。

排出量を部門別にみると、運輸部門が 26.5% と最も多く、次いで業務その他部門が 21.1%、 産業部門が 20.5%、家庭部門が 15.7%、一般廃棄物が 1.3% と続きます。

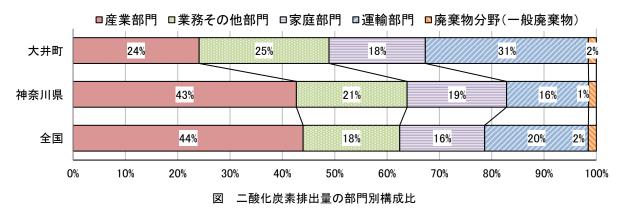
全国や神奈川県と比較すると産業部門の占める割合が低く、運輸部門の占める割合が高い のが特徴です。

			平成 2	5 年度	令和元	年度	
部門		排出量 (千 t-CO₂)	構成比	排出量 (千 t-CO₂)	構成比		
合	計			113.6	100.0 %	96. 5	100.0 %
	産業部門			23.0	20.3 %	23.3	20.5 %
		製造業	4	21. 1	18.6 %	20. 1	17.7 %
		建設業	き・鉱業	1. 2	1.1 %	0.6	0.5 %
	農林水産業		0. 7	0.6 %	2.6	2.2 %	
	業務その他	部門		36.6	32.2 %	23.9	21.1 %
	家庭部門			19. 9	17.5 %	17.8	15.7 %
	運輸部門			32. 5	28.6 %	30. 1	26.5 %
		自動車	Ī	31. 1	27.4 %	29.0	25.5 %
			旅客	19.0	16.7 %	16. 7	14.7 %
			貨物	12. 1	10.7 %	12.3	10.8 %
	鉄道		1. 3	1.2 %	1. 1	0.9 %	
	<b>舟</b> 台舟白		0.0	0.0 %	0.0	0.0 %	
廃棄物分野 (一般廃棄物)		1. 6	1.4 %	1.5	1.3 %		

表 二酸化炭素排出量の部門・分野別構成比

※表の値は小数点以下の値により、構成比の合計が100%にならないこともあります。

出典:環境省 HP「自治体排出量カルテ」



出典:環境省 HP「自治体排出量カルテ」

## 5. 環境教育・環境保全活動

## ①環境展の開催

本町では、事業者や各種団体等と協力し、環境改善に関する技術や活動紹介等を行う環境 展を開催し、町民等への環境に関する意識啓発を行っています。

表 環境展の来場者数

年度	来場者数
平成 14 年度	1,500 人
平成 15 年度	2,500 人
平成 27 年度	800 人
平成 29 年度	1,800人
令和元年度	500 人
令和3年度	中止





出典:大井町 HP

## ②環境出前講座

本町では、役場職員とともに「学びおおいサポーター」の協力を得て、町民に対して「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野における出前講座を実施しています。

表 環境出前講座の実施回数

年度	実施回数
平成 29 年度	14 回
平成 30 年度	13 回
令和元年度	14 回
令和2年度	7 回
令和3年度	1回

出典:大井町環境行動計画(町の行動)実績報告書

## ③おおい自然園

本町の生態系を保全するため、小学生以上の方を対象として、自然観察会や生きもの調査、 自然についての情報提供等を行っています。

本事業は、町全体を自然博物館ととらえ、町の自然についての情報発信や「おおい自然園展示会」を開催し、普及・啓発を図っています。

表 おおい自然園事業の実施内容

事業	実施時期・内容	参加者数
おおい自然園	自然観察会	春:12人、初夏:14人、夏:
		中止、秋:15人、冬:6人
	生きもの調査	23 人
	川の生きもの観察会	中止
	夏の虫観察会	中止
	酒匂川岩石観察会	中止
	酒匂川の野鳥観察会	中止
	火山灰観察会	11 人
	海の生きもの観察会	中止
	月・惑星・星座観察会	中止
	冬の星座観察会	13 人
	里山炭焼き体験	中止
	おおい自然園展示会	314 人

出典:大井町環境行動計画(町の行動)実績報告書

## ④「おおいゆめの里」整備

本町の自然環境を管理・保全するために、ボランティアの方々の協力を得ながら、「おおいゆめの里」周辺の山林整備を行っています。

荒廃しつつある山林を里山に復元することを目指しながら、集客を見込める花木を適度に 植栽し、都市住民との交流施設として整備を行っています。

表 ゆめの里育て隊 (ボランティア) の作業実績

年度	内容	回数	延べ参加人数
平成 28 年度	おおいゆめの里の間伐	12 回	146 人
平成 29 年度	おおいゆめの里の間伐	8回	100 人
平成 30 年度	おおいゆめの里の間伐	9 回	121 人
令和元年度	おおいゆめの里の風倒木の伐採や剪定	5 回	66 人
令和2年度	おおいゆめの里の風倒木の伐採や剪定	5回	67 人
令和3年度	おおいゆめの里の風倒木の伐採や剪定	9 回	78 人

出典:大井町環境行動計画(町の行動)実績報告書





## ⑤里山保全活動

ボランティア団体「ゆめの里育て隊」との協働により、「おおいゆめの里」周辺の里山管理 を行っており、散策道の草刈り、清掃、サルスベリやアジサイ等の剪定を行っています。

## 6 町民・事業者の意向調査結果の概要

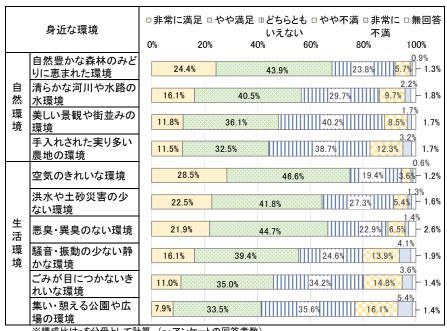
本計画の策定にあたり、令和4(2022)年8月、町内に在住する町民2,000人(回答者: 772人)を対象として、町内の環境の現状や環境配慮として日ごろ行っている取り組み内容、 省エネルギー設備の導入状況、環境行政に望む取り組み等に関して、アンケート調査を実施 しました。

また、町内の事業者 200 社(回答事業者:60事業者)に対しても、環境配慮として事業者 が行っている取り組みの内容等、実態の把握に努め、本計画の施策の方向を位置付ける基礎 資料としました。

## (1) 町民アンケート結果の概要

## ■身近な環境について

- 問)あなたは現在の身近な自然環境や生活環境に対して、どのように感じておられますか。
- ○自然環境では「森林 のみどりに恵まれた 環境」において「非常 に満足・やや満足」の 回答割合が 68.3%と 最も高く、次いで「清 らかな河川や水路の 水環境」が 56.6%、 「美しい景観や街並 みの環境」が 47.9% と続きます。
- ○生活環境では「空気 のきれいな環境」が 75.1%、次いで「悪 臭・異臭のない環境|



※構成比はnを分母として計算 (n:アンケートの回答者数)

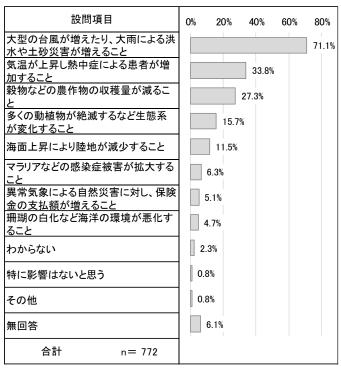
が 66.6%、「洪水や土砂災害の少ない環境」が 64.3%と続きます。

○満足度が低い項目としては、「集い・憩える公園や広場の環境」の回答割合が41.4%と最も 低くなっています。

### ■環境問題のことについて

- 問)近年、特に気にかかる環境問題はどれですか。<br/>
- ○「気にかかる環境問題」としては、「気候変動の影響」の回答割合が83%と圧倒的に高く、 次いで「ポイ捨てや不法投棄」57.4%、「プラスチックごみ問題」が49.7%と続きます。
- ○その他の意見としては、「空き家問題」「農地の荒廃化」「緑の減少」などが挙げられていま す。

- 問) 地球温暖化による様々な影響の中で、特に問題となることは何だと思いますか。
- ○「地球温暖化による影響」については、 「台風や大雨が増えることによる洪水・土砂災害の被害」の回答割合が 71.1%と最も高く、次いで「熱中症による患者増加」が33.8%、「農作物の 収穫減」が27.3%と続き、人の命・健康・食に関する回答が多いです。

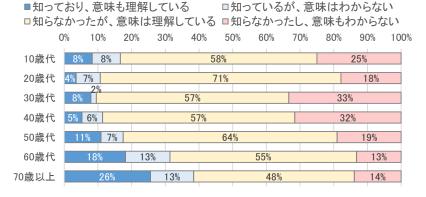


※構成比はnを分母として計算(n:アンケートの回答者数)

- 問)令和4年3月に「大井町気候非常事態宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素の排出実質 ゼロを目指しています。このことについてご存知ですか。
- ○回答者の 15.8%が「知っており、意味も理解している」と回答し、「意味はわからない」も 含めて「知っている」が 25.1%にとどまっていることから、宣言について町民の認知度が 高いとは言えません。一方で、「意味は理解している」との回答が 69.7%と高く、カーボン

ニュートラルの理解度は 町民に浸透しているもの と思われます。

○年代別では、高齢の世代の 方が、宣言について「知っ ており意味も理解してい る」と回答する割合が高い です。

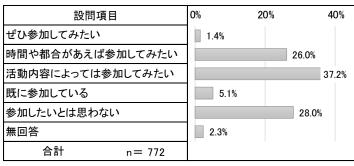


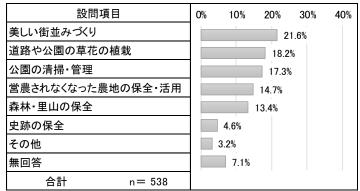
### ■環境に配慮した取り組みについて

- 問) リサイクルや省エネルギーを進める上で、地域や町全体において、どのような取り組みを 行なっていくべきだと思いますか。
- ○「一人ひとりが節水・節電に取り組む」の回答割合が39.6%と最も高く、町民の意識の高さがうかがわれます。次いで「ごみの分別強化、資源の再利用」が35.5%、「太陽光発電等の自然エネルギーの利用」が23.4%と続きます。

## ■環境活動への参加について

- 問) 地域の自主的な環境活動へ参加してみたいと思いますか。 「参加してみたい・参加している」を選んだ方は、その活動分野についてお答えください。
- ○「環境活動への参加」については、 条件付きも含めて「参加してみたい」と「既に参加している」の回答 割合は 64.6%にものぼり、比較的 参加に前向きな姿勢がうかがえま す。
- ○参加してみたい活動として、「美しい街並みづくり」の回答割合が21.6%と最も高く、次いで「道路や公園の草花の植栽」が18.2%、「公園の清掃・管理」が17.3%と続きます。





## ■今後の大井町の環境行政の取り組みについて

- 問)大井町が行う様々な環境行政施策の中で、特に優先して取り組むべき施策は、何だとお考えですか。
- ○「二酸化炭素を出さない取り組みの普及・啓発」の回答割合が31.7%と最も高く、次いで「太陽光発電など自然エネルギー設備の普及」が25.1%、「ごみの不法投棄に対する監視」が24.1%、「緑や生き物の保護」が18.41%、「自然とふれあえる公園やまちの緑化」が17.5%、「プラスチックごみの削減」が14.8%、「生ごみ処理機の導入に対する助成」が13.9%、「乱開発の防止」が13.6%と続きます。

## (2) 事業者アンケート結果

## ■環境に配慮した取り組みについて

- 問) 貴事業所内での環境に配慮した行動として、取り組みを行っていますか、または行う予定 がありますか。
- ○「環境に配慮した取り組み」として、「事業活動における省エネの実践」、「廃棄物の適正処理」はともに「実施している」の回答割合が96.7%と非常に高く、「廃棄物の省資源化」は86.7%、「節水対策」も81.7%と高いです。
- ○「環境保全活動に参加・協力」に関しては、「実施している」の回答割合が 23.3%と決して 高くはありませんが、「今後実施したい」と回答している割合が 50.0%と高く、今後の活動

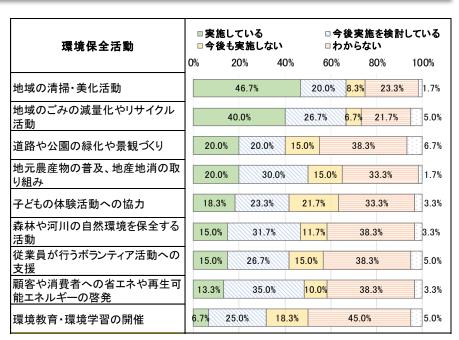
に前向きな姿勢がうかがえます。

## 問) 省エネ・再生可能エネルギーに関して、次の導入等を行っていますか。

- ○「LED照明の導入」は「実施している」と回答する割合が 66.7%と最も高く、導入が進んでいます。次いで「高効率空調機の導入」が 26.7%、「省エネルギー診断の受診」と「窓の断熱の導入」がともに 20.0%と続いていますが、費用の面等の理由で、まだまだ導入が進んでいない状況もうかがえます。
- ○「今後実施したい」と回答する割合が高い項目として、「プラグインハイブリッド、電気自動車等の導入」が56.7%と最も高く、次いで「再生可能エネルギー由来の電力の調達」が51.7%と続き、今後の導入に期待がもてます。
- ○「太陽光発電設備の導入」については、「実施している」と回答する割合は 6.4%にとどまっており、「今後実施したい」と回答する割合も 38.3%にとどまるなど、主に費用の面で導入には慎重な姿勢がうかがえます。

## 問) 省エネ・再生可能エネルギーに関して、次の導入等を行っていますか。

- ○「実施している」との 回答は、「清掃・美化 活動」が 46.7%、「ご みの減量化・リサイ クル活動」が 40.0% と高いです。
- ○「今後実施したい」と の回答がどの活動項 目でも2割から3割 を占めており、活動 に対する前向きな 勢が現れており、 後の活動への参加に 期待がもてます。



## ■環境行政に期待することについて

- 問) 行政に対してどのようなことを期待(要望) しますか。
- ○「電気自動車等の次世代自動車導入の支援」の回答割合が41.7%と最も高く、次いで「事業開拓や技術・製品開発につながる」が51.7%、「生産性の向上や経費削減につながる」と「設備改善や再生可能エネルギー導入のための支援」がともに40.0%と続きます。

## 7. 大井町の環境課題

ここまで整理した本町の環境の現状を踏まえ、自然環境、生活環境、地球環境、環境教 育・環境保全活動の4つの分野ごとに、環境課題を整理します。

## (1) 自然環境

社会情

◆環境省は、令和4(2022)年4月に「30by30 ロードマップ」を策定し、30by30 目標の達成に向けたカギとなる OECM の設定・管理、生物多様性の重要性や保 全活動の効果の「見える化」等を掲げています。

## 水をとりまく現状

緑をとりまく現状

## 1) 河川と用水路

- ◆酒匂川、菊川、中村川などの河川が流れており、用水路は、古く から整備され、水田の灌漑用水としての役割を果たしています。
- - ◆平坦地から起伏に富んだ丘陵地まで、様々な地形で成り立ってお り、河川のみならず地下水も豊富で水に恵まれた町です。各所に 湧水が湧き出ている場所があるものの、一部では湧水量が減少し てきているという指摘もあります。





## 1)農地

- ◆経営耕地面積は年々減少しており、令和2(2020)年の面積は 14,310a、 25年前と比べて 14,889a も減少(約51%減)しています。
- 2) 保全地域等の指定
  - ◆丘陵地には、広く森林地域が広がっており、県の自然環境保全地 域や保安林に指定された区域があります。また、鳥獣保護区とし ては、開成町との境を流れる酒匂川の他、三嶋社、了義寺のエリ アが指定されています。



- ◆地域水源林の整備率は令和3(2021)年度現在で47.1%(35.3ha)です。
- 3) 植生
  - ◆温暖で夏に雨の多い太平洋型の気候であり、常緑広葉樹林が覆っていた植生帯 にあたります。篠窪の三嶋神社や山田の了義寺周辺の森に、この地方の自然林 の様子を見ることができます。
  - ◆丘陵部は、細かい谷が縦横に刻み込まれた複雑な地形に、薪炭林として利用し てきた雑木林、畑、果樹園など様々な植生がモザイク状に分布しています。
  - ◆平野部は、酒匂川の河川植生を除いて自然植生はほとんど現存せず、水田や畑 の耕地雑草群落以外では、酒匂川の土手などに見られる多年草群落と河川敷の 草本群落が主となります。

# 生き物をとりまく現状

## 1) 斤陵部の動物

- ▶高尾、赤田、篠窪などの里山では、ヒメネズミ、リス、タヌキ、イタチなど が見られ、ムササビも生息しています。
- ◆野鳥では、キビタキ、オオルリ、クロツグミ、サンショウクイ、アオゲラな ど、山地性の種類も見られます。また、これらの地域では、オオタカやノス リなど、猛禽類の出現も比較的高いです。
- ◆は虫類では、タカチホヘビ、ジムグリ、ヒバカリなどが確認されています。
- ◆昆虫では、オオムラサキ、ムラサキシジミ、ノコギリクワガタ、ミヤマクワ ガタ、ハグロトンボ、コシボソヤンマなどが確認されています。

## 生き物をとりまく現状

## 2) 平野部の動物

- ◆水鳥が多く確認され、春と秋にのみ確認される渡り鳥が多いことが特徴的です。渡り鳥は主に酒匂川の中州や水辺で確認されますが、酒匂川の後背湿地として豊富な餌と安心して休息できる場となる水田や休耕田にも多く見られ、渡り鳥にとっては、欠かすことのできない環境となっています。また、近年ではその姿を消してきているタマシギやバンなどの営巣も確認されています。
- ◆酒匂川の河川敷では、ジネズミ、アズマモグラ、イタチ、カヤネズミなどの ほ乳類が確認されています。
- ◆ダルマガエル、イモリ、ホトケドジョウなどは、平野部から徐々に姿を消していっています。
- ◆本町の野生種ではないアカボシゴマダラ、ヨコヅナサシガメ、ムネアカハラ ビロカマキリ、コハクオナジマイマイ、ガビチョウ、イソヒヨドリなどが増 えつつある状況です。
- 3)有害鳥獣
  - ◆有害鳥獣による農作物被害を防止するため、生態系との調和を図りつつ有害鳥 獣の駆除を行っています。

## まく現状

## 1)景観

◆足柄平野を流れる酒匂川と低地に広がる水田、丘陵地の里山の 風景、高台から見た富士山や箱根の山々など、四季を通じた美 しい景観を有しています。



アンケート結果

- ・身近な環境で満足度が高い項目として、自然環境では「森林のみどりに恵まれた環境」の回答割合が最も高く約68%が満足と回答しています。次いで「清らかな河川や水路の水環境」、「美しい景観や街並みの環境」と続きます。
- •「不満」との回答割合は全体的に低く、全般的に満足度は高いです。
- •環境保全活動に参加してみたい分野としては、「美しい街並みづくり」が約22%と最も高く、次いで「道路や公園の草花の植栽」「公園の清掃・管理」と続きます。

## 自然環境の課題

水

- ① 町内を流れる豊かな河川や用水路の水辺環境を次世代に保全・継承していく 必要があります。
- ② 近年、樹林の荒廃や水田の減少等により涵養機能が損なわれ、一部の湧水箇所では流量が減少しているという指摘もあるため、湧水箇所周辺の保全とともに水源となる森林や農地の保全・維持が必要です。
- ① 年々減少傾向にある農地は集積・集約化等の推進により保全しつつ、遊休農地の有効活用等についても検討していく必要があります。② 自然環境保全地域や保安林等の保全をはじめ、地域水源林の整備による公益

緑

- 機能の再生を推進する必要があります。
  ③ おおいゆめの里周辺をはじめとする里山(雑木林)における間伐等の管理と活用の促進が必要です。
- ④ 町民の自発的な緑化活動の推進を推奨し、まちなかの緑化の推進が必要です。

生き物

- ① 多様な生物の生育・生息空間となる樹林、里山(雑木林)、農地等の環境の保 全・維持が必要です。
- ② 平地部における水辺に生息する生き物や渡り鳥の生息環境の保全・維持にも 留意が必要です。
- ③ 地域と協力しながら有害鳥獣の駆除を行っていく必要があります。

景観

① 町内のどこからでも富士山が見えるというこの美しい景観を保全するため、 町民に周知を徹底していく必要があります。

## ②生活環境

社会情熱

- ◆令和元(2019)年に「食品ロス削減推進法」が施行され、食品ロスの削減に関する国、地方公共団体等の責務や施策の基本となる事項を定めています。
- ◆「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4(2022)年に施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み(3R+Renewable)を促進するための措置が講じられることとなりました。

## まく現状

## 1) 大気

- ◆近隣自治体における大気汚染物質の測定結果は環境基準を満たしています。
- 2) 交诵
  - ◆自動車課税台数は近年横ばいで推移しています。

別覧をとりま

## 1)河川と用水路

- ◆主要な河川・水路の9地点において毎年水質検査を実施しており、結果は、どの地点でも概ね良好です。
- 2) 町営水道
  - ◆本町の水道水は、すべてを地下水により賄っております。その水質は現在にいたるまで異常はありません。

## まく現状と

## 1) 公園

◆町内には大井中央公園をはじめ、17の公園や広場があり、その他、酒匂川やおおいゆめの里といった行政が管理する緑地も、公園と類似した機能を有しています。また、民間所有等の緑地は丘陵部に広く分布しています。

## アンケート結果

- ・身近な環境で満足度が高い項目として、生活環境では「空気のきれいな環境」の 回答割合が最も高く約75%が満足と回答しています。次いで「悪臭・異臭のない環境」、「洪水や土砂災害の少ない環境」と続きます。
- •「不満」との回答割合は全体的に低く、全般的に満足度は高いですが、その中でも満足度が比較的低い項目としては、「集い・憩える公園や広場の環境」の回答割合が41.4%と低くなっています。

## 生活環境の課題



- ① 公共交通機関の利用とマイカー利用の抑制を推進する必要があります。
- ② 農業に関係のない無用な野焼きの抑制に対し指導が必要です。

水質

① 河川や用水路の継続的な水質調査の実施と、下水道処理区域外における合併 処理浄化槽の設置の促進が必要です。

公園

- ① 子どもから高齢者まで幅広い町民に親しんでもらえる空間の創出が必要です。
- ② 「おおいゆめの里」への来場者が増えるような特色ある施設の整備・維持管理が必要です。

## ③地球環境(循環型社会、脱炭素社会)

社会情熱

- ◆令和3(2021)年の気候サミットにおいて、国は「2030年度において温室効果ガスの2013年度からの46%削減をめざす。さらに、50%の高みに向け、 挑戦を続ける」という決意を表明しました。
- ◆令和4(2022)年に閣議決定された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」においては、「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置づけました。
- ◆平成30(2018)年に施行された「気候変動適応法」を受けて、温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」に加えて、気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」にも、より一層取り組む必要があります。

ごみをとりまく現状

## 1) ごみの排出

- ◆令和2(2020)年度のごみの総排出量は 5,499t でした。これは、10年前の平成 22(2010)年と比較すると、8.7%減となります。
- ◆新型コロナウィルス感染症による影響により、令和2(2020)年度は、資源 ごみ、不燃ごみ、粗大ごみが前年の令和元(2020)年度より増加しています。
- ◆令和2(2020)年度の町民1人あたりのごみの排出量は1日あたり742g、 ごみ資源化率は23.6%です。
- 2) 資源ごみの回収
  - ◆資源ごみの回収量は、近年、減少傾向で推移していましたが、令和2(2020) 年度は17,478kgと、さらに大きく減少しています。

まく現状食品ロスをとら

## 1) 食品ロス発生量

- ◆平成30(2018)年度の調査によると、調理くずを除く直接廃棄及び食べ残しとする「食品ロス」の1人1日あたりの発生量は、50.2g/人・日でした。
- ◆その内訳を見ると直接廃棄(手付かず、100%)が18.5g/人・日、食べ残しが24.6g人・日と推計されています。

傾向と予想気候変動の

- ◆横浜における年平均気温は上昇傾向にあり、100 年あたりで約 1.9℃上昇して います(横浜地方気象台)。
- ◆全国の真夏日の年間日数は増加しています。
- ◆全国的には、一時間降水量 50mm 以上の短時間強雨の発生回数は、長期的に 有意な上昇傾向を示しています。
- ◆「温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」によると、21 世紀末には、現状を上回る温暖化対策を取らない場合、1986 年から 2005 年の平均気温より、最大で 6.4℃上昇すると予想されています。

再生可能エネルギ

## 1)電力需要(参考)

- ◆電力需要は、近年では増減を繰り返しつつ横ばい傾向にあります。
- ◆部門別にみると業務が48%と半分弱を占めており、次いで家庭が35%、製造業が12%と続き、この3部門で全体の96%を占めています。
- 2) 再生可能エネルギーの導入量(参考)
  - ◆再生可能エネルギーによる発電電力量は、増加傾向にあり、令和2(2020) 年度で20,862MWh となっています。
  - ◆電力需要の約26%に相当する電力を発電していることとなります。

排出量の現状

- 1)温室効果ガス排出量(参考)
  - ◆本町の二酸化炭素排出量は、環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム」のデータによると、令和元(2019)年度において96.5 千 t-CO₂であり、平成25(2013)年度の113.6 千 t-CO₂から約15%減少しています。

アンケート結果

- 身近な環境で「気にかかる問題」としては、「気候変動の影響」の回答割合が約83%と圧倒的に高く、次いで「ごみのポイ捨てや不法投棄」「プラスチックごみ問題」と続きます。
- •「大井町気候非常事態宣言」について、「知っており、意味も理解している」と回答したのは約 16%、「知っているが意味はわからない」も含めても約 25%にとどまっており、町民への認知度は決して高いとは言えません。
- •「地球温暖化による影響」については、「台風や大雨が増えることによる洪水・土砂災害の被害」が最も多く、次いで「熱中症による患者増加」「農作物の収穫減」と、命・健康・食等に関することが多いです。
- 「特に優先して取り組むべき環境行政の施策」としては、「二酸化炭素を出さない取り組みの普及・啓発」の回答割合が約32%と最も高く、次いで「太陽光発電など自然エネルギー設備の普及」、「ごみの不法投棄に対する監視」と続きます。

## 地球環境の課題

ごみ

- ① 廃棄物の分別収集や資源回収の推進、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の徹底等により、廃棄物の減量化を図る必要があります。
- ② プラスチックごみの削減や使い捨て型のライフスタイルの見直しが必要です。
- ③ 資源ごみの回収を実施する団体の掘り起こしが必要です。
- ④ 段ボールコンポストの普及に向けた、町民に対するさらなる周知徹底が必要です。
- ⑤ 不法投棄の防止に向けた周知・啓発が必要です。

食品ロス

- ① 食品ロス量に関する定期的な調査の実施が必要です。
- ② 食品ロスの削減に関する情報発信及び周知・啓発が必要です。

への適応

- ① 洪水の発生リスクに備えるために、住民等の自助・共助の重要性に対する意識啓発が必要です。
- ② 熱中症対策として、夏期における注意喚起や屋外イベント等での対応ルールの検討、クールスポットの設置、まちなかの緑陰の確保などが必要です。

エネルギー

① 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入の推進が必要です。

排出量の削減温室効果ガス

- ① 中長期的な温室効果ガス排出量の削減(緩和)と2050年カーボンニュートラルを目指したロードマップの検討が必要です。
- ② 町行政による率先した省エネ、節電等の取り組みが必要であり、脱炭素化の取り組みの情報発信(取り組みの見える化)が必要です。

## ④環境教育・環境保全活動の取り組み

- 1)環境展の開催
  - ◆事業者や各種団体等と協力し、環境改善に関する技術や活動紹介等を行う環境 展を開催し、町民等への環境に関する意識啓発を行っています。
- 2)環境出前講座
  - ◆役場職員とともに学びおおいサポーターの協力を得 て、町民に対して「低炭素」・「循環」・「自然共生」の 各分野における出前講座を実施しています。
- 3)おおい自然園
  - ◆生態系を保全するため、小学生以上の方を対象として、自然観察会や生きもの 調査、自然についての情報提供等を行っています。
  - ◆町全体を自然博物館ととらえ、町の自然についての情報発信や「おおい自然園 展示会」を開催し、普及・啓発を図っています。

# 環境保全活動の現状

- 1)「おおいゆめの里」整備
  - ◆自然環境を管理・保全するために、ボランティアの協力を得ながら、「おおい ゆめの里」周辺の山林整備を行っています。
  - ◆荒廃しつつある山林を里山に復元することを目指し、集客を見込める花木を適 度に植栽し、都市住民との交流施設として整備を行っています。
- 2) 里山保全活動
  - ◆ボランティア団体「ゆめの里育て隊」との協働により、「おおいゆめの里」周 辺の里山管理を行っており、散策道の草刈り、清掃、サルスベリやアジサイ等 の剪定を行っています。

## アンケー ・ト結果

- ・約65%の方が、条件によっては「環境保全活動に参加してみたい」または「参 加している」と回答しています。
- ・また、参加してみたい活動として、「美しい街並みづくり」が最も多く、次いで 「道路や公園の草花の植栽」「公園の清掃・管理」と続きます。
- ・事業者アンケートでは、住民等と協働で実施している活動として、「清掃・美化活 動」、「ごみの減量化・リサイクル活動」が多いです。

## 環境教育・環境保全活動の課題

- ① 感染症にも配慮・工夫した各種イベントの開催(オンライン、動画配信等)が 必要です。
- ② 各校における環境教育の実践と子ども環境サミットのような体験・話し合う 場の検討が必要です。
- ③ 環境出前講座の講師をはじめ、環境リーダーの人材確保が必要です。

- ① 町民が参加したいと思える効果的な PR 方法や活動内容等の検討が必要です。
- ② 活動団体が今後も活動を継続できるような支援や協力体制の確立、新規活動 団体の掘り起こし等が必要です。

## 第4章 望ましい環境像と基本目標

## 1. 望ましい環境像

「大井町環境基本条例」の基本理念及び本町の環境特性と課題を踏まえ、町民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことができる「おおい」を築いていくため、本町がめざす望ましい環境像を次のように定めます。

## ■望ましい環境像

豊かな環境の中で生き生き暮らすカーボンニュートラルなまち おおい

コラム・イラスト等		

## 2. 基本目標

本町がめざす望ましい環境像の実現に向けて、前章で挙げた課題を考慮し、これからの基本目標を設定し、施策につなげていきます。

環境分野	分類	課題	基本目標
自然環境	水	①河川や用水路の水辺環境の次世 代への保全・継承 ②湧水箇所周辺の保全、水源となる 森林や農地の保全・維持	
	緑	①農地の保全と遊休農地の有効活用 ②水源林となる樹林地等の保全・管理 ③里山(雑木林)における間伐等の管理と活用の促進 ④まちなかの緑化の推進	『かけがえのない自然環境を保全していくまち』 美しい水辺や緑、多様な生物が生息・生育する自然空間を保全し、未来へ継承していくまち
	生き物	①樹林、里山(雑木林)、農地等の環境の保全・維持 ②水辺に生息する生き物や渡り鳥の生息環境の保全・維持 ③有害鳥獣の駆除	を目指します。
	景観	①美しい景観の保全	
生活環境	大気	<ul><li>①公共交通機関の利用とマイカー 利用の抑制の推進</li><li>②無用な野焼きの抑制</li></ul>	『健康で安全安心に暮らせ
	水質	①継続的な水質調査の実施と合併 処理浄化槽の設置の促進	るまち』
	公園	①幅広い町民に親しんでもらえる 空間の創出 ②「おおいゆめの里」への来場者が 増えるような特色ある施設の整 備・維持管理	町民が安全安心に暮らせて、 身の回りにごみがない美しいま ちを目指します。
地球環境	ごみ	①分別収集や資源回収の推進、3Rの徹底等による廃棄物の減量化 ②プラスチックごみの削減や使い 捨て型のライフスタイルの見直 し ③資源ごみ回収を実施する団体の 掘り起こし ④段ボールコンポストの普及に向 けた周知徹底 ⑤不法投棄の防止に向けた周知・啓 発	『資源循環をすすめる環境 負荷が少ないまち』 ごみの削減と資源化を着実に進 めていくまちを目指します。
	食品ロス	<ul><li>①食品ロス量に関する定期的な調査の実施</li><li>②食品ロスの削減に関する情報発信及び周知・啓発</li></ul>	

	気候変動への適応再生可能エー	①自助・共助の重要性に対する意識 啓発 ②夏期における注意喚起や屋外イ ベント等での対応ルールの検討 などの熱中症対策 ①太陽光発電等の再生可能エネル ギーの導入の推進	『カーボンニュートラルを めざして行動をおこすまち』 地球のことを考えて二酸化炭 素の発生を抑制し、『ゼロカーボ
四 4次 /口	温室効果ガス排出量の削減	の削減とカーボンニュートラル を目指したロードマップの検討 ②町行政による率先した省エネ、節 電等の取り組みと情報発信	ン』を着実に進めていくまちを 目指します。
環境 全・環境 教育		ベントの開催 ②環境教育の実践と子ども環境サミットのような体験・話し合う場の検討 ③環境出前講座の講師、環境リーダーの人材確保	『環境パートナーシップの 形成をはかるまち』 次世代を担う若者たちの手本 として、一人ひとりが環境への
	環境教育	①効果的な PR 方法や活動内容等の 検討 ②活動を継続できるような支援や 協力体制の確立、新規活動団体の 掘り起こし	負荷を少なくする行動を実践し ていくまちを目指します。

環境像の実現をめざす

## ■大井町がめざす環境像

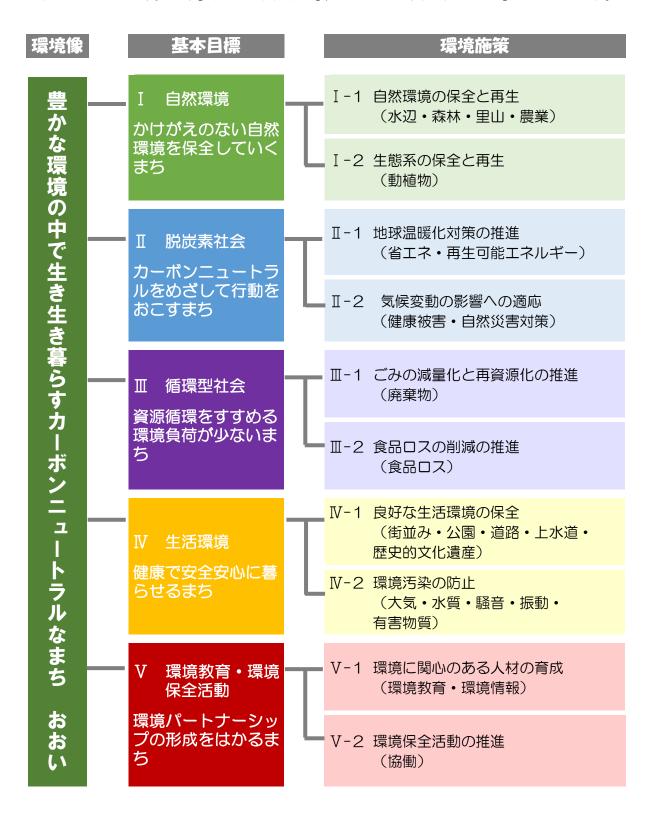
豊かな環境の中で生き生き暮らすカーボンニュートラルなまち おおい

施策の展開

## 第5章 施策の展開

## 1 施策の体系

施策の体系として、5つの大きな「基本目標」を定め、その目標のもとで、今後、取り組みを推進していく「環境施策」及び「取組項目」、さらには「貢献するSDGs」を整理します。



## 取り組み項目

- Ⅰ-1-(1) 水辺環境の保全
- Ⅰ-1-(2) 森林・里山の保全と再生
- Ⅰ-1-(3) 農地の保全と農業振興
- Ⅰ-1-(4) 町内農産物の地産地消
- Ⅰ-2-(1) 野生動植物の生息・生育環境の保全と再生
- Ⅰ-2-(2) 動植物の情報収集・発信
- Ⅱ-1-(1) 町職員における率先した省エネ行動等の徹底
- Ⅱ-1-(2) 再生可能エネルギーの有効利用の促進
- Ⅱ-1-(3) 脱炭素に向けた町民への意識啓発
- Ⅱ-2-(1) 健康被害対策の推進
- Ⅱ-2-(2) 自然災害対策の推進
- Ⅲ-1-(1) ごみの減量化と不法投棄の防止
- Ⅲ-1-(2) 再資源化の促進
- Ⅲ-2-(1) 食品ロス削減の推進
- Ⅳ-1-(1) 美しい街並みの保全
- IV-1-(2) 公園整備・緑化事業の推進
- Ⅳ-1-(3) 快適な道路の整備
- Ⅳ-1-(4) 上水道の安全で安定した供給
- Ⅳ-1-(5) 歴史的文化遺産の保全
- Ⅳ-2-(1) 大気汚染の防止
- Ⅳ-2-(2) 河川・水路の水質保全
- Ⅳ-2-(3) 騒音・振動対策
- Ⅳ-2-(4) 有害物質対策
- Ⅴ-1-(1) 環境教育の推進
- Ⅴ-1-(2) 環境情報の発信
- V-2-(1) 町民・事業者等との協働

## 貢献する SDGs





















## 2 施策の展開

## 基本目標丨

## かけがえのない自然環境を保全していくまち





## 環境施策 I-1 自然環境の保全と再生

本町の自然環境を特徴づける丘陵地の樹林を中心とした大切な緑と里山は、河川の水源を涵養し、豊かな生物相を育むとともに、美しい景観を形成し、様々な多面的な機能を有しています。また、清らかな水とともに実り多い農地により、豊かな農産物が生産され、町民の食生活を支えてくれています。

令和4(2022)年に実施した町民アンケート調査においては、「自然豊かな森林のみどりに恵まれた環境」に回答者の約7割が「満足」と回答しています。

このような豊かな本町の緑と里山、河川、農地等を保全しつつ、町民とともに一部荒廃した里山や農地の再生を図り、学びの場、憩いの場として活用しながら次世代へと継承していくとともに、町内農産物の地産地消を推進していきます。

## ■環境指標

項目	単位	現状値	目標値	
地域水源林整備率	%	47. 14%	100%	
地域外派你是加平	/0	(令和2年度値) (令和14年度値		
「おおいゆめの里」周辺の	日/左	9回/年	10 回/年	
里山管理の実施回数	回/年	(令和3年度値)	(令和 14 年度値)	
学校給食における町内農	0/	30%	40%	
産物の地産地消	%	(令和3年度値)	(令和 14 年度値)	

## ■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1)水辺環境の 保全	<ul><li>①酒匂川の清流を保全するため、不法投棄の防止に努めるとともにクリーンキャンペーン等を通して、ごみの持ち帰りの意識啓発を図ります。</li><li>②酒匂川堤防に接する農道、水路を活用し散策路や水とふれあえるせせらぎの整備を図るとともに、回遊性のあるウォーキングコースの整備を進めます。</li></ul>	生活環境課
	③町内に点在する湧水等の水辺環境の保全に努めま す。	生活環境課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
	【重点施策】 ①荒廃が進みつつある里山を整備・保全することにより、里山の原風景の再生を図ります。	生活環境課、地域 振興課
(2)森林·里山の 保全と再生	【重点施策】 ②水源林となるエリアの森林保全、再生整備を推進し ます。	生活環境課
	③ハイキングコースや関連施設の整備、充実を図ります。	地域振興課
	①優良農地の保全、農道や農業用水路など農業生産基 盤の整備を推進します。	地域振興課
	②環境負荷の少ない農産物栽培方法の普及を図ります。	地域振興課
(3)農地の保全 と農業振興	【重点施策】 ③グリーンツーリズムや里山整備事業等との連携を図るとともに、夢おおいファーマー制度等による農業の多様な担い手の確保と農地の集約化を図り、遊休農地及び耕作放棄地対策を進めます。	地域振興課
	【 <b>重点施策】</b> ④有害鳥獣による農作物被害の防止のため、防護柵設 置補助や有害鳥獣捕獲助成事業を推進します。	地域振興課
	①町民が気軽に農業とふれあえる場を提供します。	地域振興課
	②みかんの木オーナー制度を支援します。	地域振興課
(4) 町内農産物 の地産地消	③四季の里直売所などの農産物直売所の運営及び販路 拡大に向けた支援を実施します。	地域振興課
	④学校給食で町内農作物の使用を推進します。	地域振興課、学校給食センター
	⑤町内農産物のアピールにより販路拡大と消費拡大を 推進します。	地域振興課

【重点施策】: 特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み



## 環境施策 I-2 生態系の保全と再生

本町の丘陵地の樹林や里山、河川や水路等には、生態系ピラミッドの頂点に立つ猛禽類をはじめとした多様な動植物が生育・生息しています。この豊かな自然環境を保全しつつ、樹林の間伐や生態系に配慮した水辺づくり、外来種の駆除等、人の手を加えることにより、より多様な生物の生育・生息空間として維持していくことができます。

そこで、町内に生育・生息する動植物の情報を収集しつつ、緑と里山、水辺空間等の保全と再生を図るとともに、この地域にもともと生育・生息する在来種を保全します。

## ■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
おおい自然園展示会の開	回/年	1回/年	1回/年
催		(令和3年度値)	(令和 14年度値)
観察会・展示会・生きもの	回/年	16 回/年	16 回/年
調査の開催		(令和 3 年度値)	(令和 14 年度値)

## ■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1) 動植物の生	【重点施策】 ①荒廃が進んだ里山の再生、陽光を入れるため間伐を 行い、生態系にも配慮した里山保全を推進します。	生活環境課、地域振興課
息・生育環境の保全と再生	②生態系に配慮した河川、水路の整備を図ります。	地域振興課
	③町内に生息・生育する在来種の保全を図り、外来種 の駆除を推進します。	生活環境課
(2)動植物の情報 収集・発信	【重点施策】 ①町全体を自然博物館ととらえた「おおい自然園」事業の展開を図り、自然の素晴らしさを分かりやすく 伝えて行きます。	生涯学習課
	②町内動植物の生息・生育状況の情報を収集・発信し ます。	生涯学習課

【重点施策】: 特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み

## 重点施策 自然環境(生態系)の保全と再生

本町の森林は、県内の水源林として重要なエリアに位置付けられているため、神奈川 県が進めている、「かながわ森林再生 50 年構想」との整合を図り、水源林となる区域の 森林保全・再生整備を推進し、公益的機能の回復・再生に努めます。

また、「おおいゆめの里」を中心とし、ボランティア団体等との協働により復元と保全を図ります。

さらに、近年、丘陵部の里山や農地を中心に、イノシシやシカ等の増殖に伴う農作物被害が深刻化しており、農業者の経営を脅かすとともに、生態系にも影響を与えつつあることから、有害鳥獣の捕獲や被害防止対策を充実させるとともに、遊休農地及び耕作放棄地対策を進めます。

そして、本町の豊かな自然環境の素晴らしさを分かりやすく伝えていくため、町全体を自然博物館とする「おおい自然園」と位置づけ、自然観察会の開催や生きもの調査を行います。また、自然情報の広報等をとおして、自然と人との関わりを「学ぶ」、地域の生態系について「親しむ」「知る」「守る」心を養っていくものとします。

取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課
■森林・里山の	<ul> <li>【重点施策】</li> <li>●荒廃が進みつつある里山を整備・保全することにより、里山の原風景の再生を図ります。</li> <li>○「ゆめの里育て隊」をはじめ、地域で活動する団体、事業者等、多様な主体との協働により「おおいゆめの里」をはじめとした里山の保全・再生を図ります。</li> </ul>	生活環境課、地域振興課
保全と再生	<ul><li>【重点施策】</li><li>②水源林となるエリアの森林保全、再生整備を推進します。</li><li>○森林の水源涵養、土砂の流失・崩壊防止、里山景観の形成、多様な動植物の生育・生息の場等、森林が有する多面的機能の保全・再生を図ります。</li></ul>	生活環境課
■農地の保全 と農業振興	<ul><li>【重点施策】</li><li>③グリーンツーリズムや里山整備事業等との連携を図るとともに、夢おおいファーマー制度等による農業の多様な担い手の確保と農地の集約化を図り、遊休農地及び耕作放棄地対策を進めます。</li><li>○遊休農地や耕作放棄地における都市住民との交流等の有効利用を図り、農地としての維持を推進します。</li></ul>	地域振興課

取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課
■農地の保全 と農業振興	【重点施策】 ④有害鳥獣による農作物被害の防止のため、防護柵設置補助や有害鳥獣捕獲助成事業を推進します。 ○地域住民と協働で有害鳥獣の駆除を実施します。	地域振興課
■動植物の生 息・生育環境 の保全と再 生	【重点施策】	生活環境課、地域振興課
■動植物の情報収集・発信	【重点施策】 ⑤町全体を自然博物館ととらえた「おおい自然園」事業の展開を図り、自然の素晴らしさを分かりやすく伝えて行きます。 ○自然観察会の開催や生きもの調査、自然情報の広報を行うとともに「おおい自然園展示会」等を開催します。	生涯学習課

## 基本目標 ||

## カーボンニュートラルをめざして行動をおこすまち

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GALS



## 環境施策 II - 1 地球温暖化対策の推進

近年、気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化してきている中で、脱炭素社会に向けた取り組みが急速に進められています。本町においても地球温暖化の問題を私たち一人ひとりの問題と捉え、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいく必要があります。

令和4 (2022) 年に実施した町民アンケート調査においては、本町の「カーボンニュートラル宣言」を「知っている」と回答したのは、回答者の約25%にとどまっており、町民の認知度は決して高いとは言えない結果でした。一方、「環境行政施策の中で特に優先して取り組むべき施策」としては、「二酸化炭素を出さない取り組みの普及・啓発」が回答者の約32%と最も高い結果でした。

そこで、町民・事業者一人ひとりの省エネルギー行動の実践と拡大を図るとともに、 行政自らが率先して省エネルギー行動の実践と公共施設における設備の省エネルギー 化、再生可能エネルギーの導入促進を推進していきます。

また、自動車からの排出削減に向けた取り組みとともに、二酸化炭素を吸収する緑を 積極的に増やす取り組みを推進していきます。

## ■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
大井町全域から排出される温室効果ガス排出量の 基準年度(※1)からの削減割合	%減	15%減 (令和元年度値)	46%減( <b>※</b> 2) (令和 12 年度値)
公用車の ZEV (※3) 化	伯	1 台 (令和 2 年度値)	14 台 (令和 14 年度値)
住宅用太陽光発電設備設置費補助(累計)	件	325 件 (令和 3 年度値)	1, 095 件 (令和 14 年度値)

- ※1 基準年度:国の基準年度である平成25(2013)年度
- ※2 排出量の目標数値:令和5年度に策定予定である地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で定める。
- ※3 ZEV:ゼロエミッション・ビークルの略称で走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV) のこと

## ■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
	【重点施策】 ①公共施設における空調の温度管理、照明管理など を徹底し、使用電力の抑制を図ります。	総務課
	②公共施設等においてグリーンカーテンの実施を推 進します。	生活環境課
(1) 町職員における率先した省	【重点施策】 ③公用車の ZEV (走行時に二酸化炭素等の排出ガスを 出さない電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV)、 プラグインハイブリッド自動車 (PHV) のこと) 化 を推進します。	総務課
エネ行動等の 徹底	④町職員に対して、エコドライブ及びノーカー通勤 についての周知、意識啓発を行います。	総務課、生活環境 課
	⑤役場庁舎における省エネ化のための機器・設備の 導入を検討します。	生活環境課
	⑥公共交通機関の利便性向上に向けた要望・協議を 行います。	企画財政課
	⑦基金運用において、地球温暖化や気候変動対策な ど環境改善効果等の事業のために発行されるグリ ーンボンドへ優先的に投資します。	会計室
	【重点施策】 ①公共施設の敷地等において、積極的に再生可能エネルギーの導入を検討します。	総務課、防災安全 課、子育て健康課、 地域振興課、生涯 学習課
(2)再生可能エネ ルギーの有効	【重点施策】 ②住宅用太陽光発電設備を設置する町民に対し、補助金を交付します。	生活環境課
利用の促進	③町民に対して、住宅用太陽光発電設備をはじめと する再生可能エネルギーの利用促進に関する周 知、意識啓発を推進します。	生活環境課
	④新たな再生可能エネルギーの導入に関する調査・ 研究を行います。	生活環境課
	①町民に対して省エネ・節電等の取り組みに対する 周知・啓発を推進します。	生活環境課
(3)脱炭素に向け た町民への意 識啓発	【重点施策】 ②エコカーの普及促進を図るため、電気自動車の購入及び電気自動車用急速充電設備の設置に対し補助を行うとともに、電気自動車の軽自動車税の減免を行います。	税務課、生活環境課
	③沿線地域の魅力を発信するとともに、町民の鉄道 の利用を促進します。	企画財政課
	④バス路線の維持と利用の確保に向けた検討を行い ます。	企画財政課

【重点施策】: 特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み





## 環境施策Ⅱ-2 気候変動の影響への適応

近年、気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化してきています。横浜地方気象台の観測による年平均気温は、長期的に有意な上昇傾向を示しており、100年当たり1.9℃の割合で上昇しています。

令和4(2022)年に実施した町民アンケート調査においては、「特に気にかかる環境問題」として、「地球温暖化による気候変動の影響」が約83%と最も多い結果でした。また、「地球温暖化による影響」として、回答者の約71%が「大型の台風が増えたり、大雨による洪水や土砂災害が増えること」を特に大きな問題と回答しています。

このような中、気候変動の影響を最小限に抑えるために、緩和策と同時に適応策も取り組むことが求められており、熱中症対策や自然災害に対する対策を推進し、町民に対する気候変動の影響予測等の情報とその対応方法を周知・啓発していくものとします。

## ■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
ハザードマップの周知等	回/年	16 回/年	25 回/年
避難行動の啓発		(令和 4 年度値)	(令和 14 年度値)

## ■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1)健康被害対策 の推進	①公共施設における熱中症対策や備えの充実を図ります。	総務課、生活環境 課
	【重点施策】 ②熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくり(熱中 症警戒アラートに基づく SNS、メールなどによる情 報発信等)を検討します。	子育て健康課、生 活環境課、教育総 務課、生涯学習課
	③気候変動の影響に関する情報の収集とともに、町 民への適応に関する啓発を推進します。	生活環境課
(2)自然災害対策 の推進	【重点施策】 ①町民へのハザードマップの周知と避難行動の啓発 を推進します。	防災安全課
	②公共施設における災害時の備蓄物資、救助用資材 の充実を図るとともに、情報発信手段を充実・強化 します。	※ ※ =

【重点施策】: 特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み

## 重点施策 地球温暖化対策の推進と気候変動への適応

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、町域から排出される温室効果ガス発生量を抑制するため、町職員が率先して、より一層の省エネ行動の徹底を図り、公用車のZEV化やエコカーの普及促進を図っていきます。

また、公共施設等において、積極的に再生可能エネルギーの導入を図りつつ、町民に対しても普及の推進を図るものとします。

さらに、気候変動への適応として、健康被害対策や自然災害対策に力を注ぎ、町民の 生命・財産を守るとともに、安全安心な暮らしの確保を図っていきます。

取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課
■町職員にお ける率先し た省エネ行	【重点施策】  ●公共施設における空調の温度管理、照明管理などを 徹底し、使用電力の抑制を図ります。  ○町の事務事業から発生する温室効果ガス排出量 を抑えるとともに、積極的に省エネ・創エネ・蓄 エネの推進に取り組みます。	総務課
動等の徹底	【重点施策】 ②公用車の ZEV (走行時に二酸化炭素等の排出ガスを 出さない電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV)、 プラグインハイブリッド自動車 (PHV) のこと) 化を 推進します。	
■再生可能エ ネルギーの 有効利用の	【重点施策】 ③公共施設の敷地等において、積極的に再生可能エネルギーの導入を検討します。	総務課、防災安全 課、子育て健康課、 地域振興課、生涯 学習課
促進	【重点施策】 ●住宅用太陽光発電設備を設置する町民に対し、補助 金を交付します。	生活環境課
■脱炭素に向けた町民への意識啓発	【重点施策】 ③エコカーの普及促進を図るため、電気自動車の購入 及び電気自動車用急速充電設備の設置に対し補助を 行うとともに、電気自動車の軽自動車税の減免を行 います。	税務課、生活環境課
■健康被害対 策の推進	【重点施策】 ⑤熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくり(熱中 症警戒アラートに基づく SNS、メールなどによる情 報発信等)を検討します。	子育で健康課、生 活環境課、教育総 務課、生涯学習課
■自然災害対 策の推進	【重点施策】 <b>②</b> 町民へのハザードマップの周知と避難行動の啓発を 推進します。	防災安全課

## 基本目標Ⅲ

## 資源循環をすすめる環境負荷が少ないまち

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GALS



## 環境施策Ⅲ-1 ごみの減量化と資源化の推進

本町のごみの排出量は、これまで減少傾向で推移してきましたが、新型コロナウィルス感染症拡大を受け、一時的に増加する傾向も見られました。

また、町役場においては、町内全域を対象とした環境パトロールを実施し、不法投棄 防止を図るとともに、不法投棄をされた廃棄物や散乱ごみを撤去し、二次投棄の防止を 図っています。

カーボンニュートラルにおいても、ごみの減量および資源化は喫緊の課題であり、ご みの少ないクリーンなまちを目指して取り組みを推進していきます。そのために、ごみ 処理・処分の実態についての理解の促進に努めるとともに、町民・事業者及び町の連携 による排出抑制、資源化に対する啓発を強化し、3R(リデュース、リユース、リサイ クル)の取り組みをより一層推進していきます。

## ■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
1人1日当たりのごみ排 出量	g/人·日	718g/人・日 (令和3年度値)	689g/人・日 (令和 14 年度値)
ごみ資源化率	%	23.7% (令和3年度値)	24.0% (令和 14 年度値)
不法投棄廃棄物の撤去量	t/年	4.5t/年 (令和3年度値)	0t/年 (令和 14 年度値)
剪定枝収集量	t/年	126. 1t/年 (令和 3 年度値)	120t/年 (令和 14 年度値)

## ■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
	【重点施策】 ①公共施設におけるごみの減量化と再資源化を図り ます。	総務課、生活環境 課
(1)ごみの減量化と不法投棄の	【重点施策】 ②生ごみの資源化を推進するため段ボールコンポストの普及促進を図ります。	生活環境課
防止	③「家庭ごみの正しい出し方」を全世帯に配布し、ご みの減量化や分別の指導・啓発を図ります。	生活環境課
	④事業者に対し、ごみの減量化と再資源化の徹底を 求めます。	生活環境課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
と不法投棄の	【重点施策】 ⑤不法投棄防止を目的としたパトロールを実施する とともに不法投棄物の撤去及び不法投棄多発箇所 への再発防止策を実施します。	生活環境課
防止	【重点施策】 ⑥あしがら上地区資源循環型処理施設の整備を推進 します。	生活環境課
	【 <b>重点施策】</b> ①自治会等の資源回収活動を支援します。	生活環境課
	【重点施策】 ②家庭などから収集した剪定枝をチップ化し、有効 活用を図ります。	生活環境課
(2) 再資源化の促 進	③町図書館等では不要になった図書を廃棄せずに有 効活用します。	生涯学習センター 図書館
	④リサイクル製品や環境にやさしい製品の利用拡大 を図ります。	総務課、防災安全 課、企画財政課、 協働推進課、福祉 課、子育て健康課、 生活環境課、都市 整備課、会計室、 生涯学習課

【重点施策】: 特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み



## 環境施策Ⅲ-2 食品ロスの削減の推進

日本で1年間に発生する食品ロス量は、国民1人当たりに換算すると、1日お茶わん1杯分のごはんの量に相当すると言われており、世界的な貧困問題が叫ばれている中、私たち一人ひとりも食べ物を無駄にしない意識の醸成が求められます。そのような情勢を受け、令和元(2019)年に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」は、食品ロスの削減を目的とし、地方公共団体や事業者等の責務等を明らかにすることなどが定められました。

令和4(2022)年に実施した町民アンケート調査においては、環境に配慮した行動として「食品ロスを出さないようにする」の項目において、回答者の約76%が「実施している」と回答しています。

本町においても、食品ロスの削減を施策として取り上げ、町民に対し、問題の周知・ 啓発を図りつつ、様々な団体と協働して、取り組みを推進していきます。

## ■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
町民への食品ロス問題の	□	2回	4回
周知の啓発回数		(令和2年度値)	(令和14年度値)

## ■具体的な取り組み

	取り組み項目	取り組み内容	担当課
	(1)食品ロスの削減	①家庭から排出される燃えるごみの組成状況を分析 し、食品ロス量の把握と削減に向けた周知、意識啓 発を図ります。	生活環境課
		②フードバンクやフードドライブなど、食品ロスの 削減に向けた取り組み内容を検討します。	生活環境課

## 重点施策でみの減量化と資源化

本町では、分別収集、資源回収の推進、段ボールコンポスト普及啓発、書道反古紙再生プロジェクトなど、ごみの減量化と再資源化に努めていますが、さらに廃棄物の減量化を推進するため、3 R(発生抑制「Reduce:リデュース」、再使用「Reuse:リユース」、再生利用「Recycle:リサイクル」)の取り組みに対する町民や事業者に対する意識の高揚、ごみの減量化の促進や各種リサイクル制度の周知、ごみの分別の徹底、新たな分別の検討などを積極的に行なっていきます。

また、本町内の各所でごみの不法投棄が多くみられることから、不法投棄を許さない町として、県・警察・足柄上地域不法投棄監視員さらには町民や事業者等と連携し、不法投棄の徹底的な撲滅を図っていきます。

取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課	
	【重点施策】 ◆公共施設におけるごみの減量化と再資源化を図ります。	総務課、生活環境 課	
	<ul><li>【重点施策】</li><li>②生ごみの資源化を推進するため段ボールコンポストの普及促進を図ります。</li><li>○燃えるごみに多く含まれる生ごみの減量化と再資源化を図るため、安価で堆肥化が可能な段ボールコンポストの普及促進を図ります。</li></ul>	生活環境課	
■ごみの減量 化と不法投	【重点施策】 ③不法投棄防止を目的としたパトロールを実施すると ともに不法投棄物の撤去及び不法投棄多発箇所への 再発防止策を実施します。		
棄の防止	○町内全域を対象とした環境パトロールを実施し、 不法投棄の防止を図るとともに、不法投棄物や散 乱ごみを撤去し、二次投棄等の防止を図ります。ま た、県、警察と連携し、不法投棄の撲滅に向けた取 り組みを進めます。		
	【重点施策】  ②あしがら上地区資源循環型処理施設の整備を推進します。  ○ごみの減量や資源化、ダイオキシン類の排出抑制を図るため、足柄上地区1市5町によりごみ処理の広域化を推進します。		

取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課
■西次派ルの	<ul><li>【重点施策】</li><li>⑤自治会等の資源回収活動を支援します。</li><li>○ごみの減量化と資源の有効利用に対する意識を高めるため、地域住民で組織する各種団体の資源回収活動に対し支援を行います。</li></ul>	生活環境課
■ 再資源化の 促進	<ul><li>【重点施策】</li><li>⑥家庭などから収集した剪定枝をチップ化し、有効活用を図ります。</li><li>○剪定枝破砕処理委託事業を通じて生成された剪定枝チップの使用促進を図り、ごみの減量化と家庭菜園等での幅広い活用を促進します。</li></ul>	生活環境課

# 基本目標Ⅳ

### 健康で安全安心に暮らせるまち

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GALS



### 環境施策IV-1 良好な生活環境の保全

本町においては、環境パトロールの実施により不法投棄をされた廃棄物や散乱ごみを 撤去し、公園整備やまちなかの緑化とともに、美しい街並みの保全に向けて取り組んで います。

引き続き、良好な生活環境の確保に向けて、ポイ捨て防止や町民が憩える公園を管理・維持していくとともに、快適な道路や上水道の整備、歴史的文化遺産の保全等を推進していきます。

#### ■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
(再掲)	_	4.5t	0t
不法投棄廃棄物の撤去量	ι	(令和3年度値)	(令和 14 年度値)

#### ■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
	【重点施策】 ①不法投棄、ポイ捨て防止のための意識啓発を図るとと もに、事業者、学校、団体等が自主的に行う美化活動 を支援します。	生活環境課
(1) 美工业海关力	②自治会等による計画的な美化運動への助成を行います。	生活環境課
(1)美しい街並み の保全	③ペットの糞の持ち帰りなど飼主のマナー向上について、狂犬病予防集合注射実施時や町広報・ホームページ等で呼びかけます。	生活環境課
	④酒匂川の法部分の草刈等を実施します。	生活環境課
	⑤建築時の建物の形態や色彩及び生垣等による敷地内 の緑化を促進し、良好な居住環境づくりを図ります。	生活環境課
	①地域住民の協力を得ながら、公園の維持管理と既存公園の再整備を図ります。	都市整備課
(2)公園整備・緑 化事業の推進	【 <b>重点施策】</b> ②町民や団体等による自発的な緑化活動を支援します。	生活環境課
	③開発指導等により公園及び緑地の確保を図り、周辺と の景観に配慮した良好な住環境の創出に努めます。	都市整備課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
	①歩行者の安全を確保するため、歩行空間の確保及び事 故防止対策を行います。	都市整備課
(3)快適な道路の	②道路舗装の打ち換え工事を行うとともに、道路構造物等の補修を行います。	都市整備課
整備	③東西連絡道路等の整備促進を図るため、県に対し都市計画道路金子開成和田河原線の早期実施を要請します。	都市整備課
(4)上水道の安全 で安定した供	①地下水位等の広域的なモニタリングを行います。	企画財政課
給	②老朽した上水道施設の計画的な更新を行います。	生活環境課
(5)歴史的文化遺 産の保全	)歴史的文化遺 産の保全 ①文化財の適正な保護と管理体制を整え、生涯学習等へ の活用を推進します。	

【重点施策】: 特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み





### 環境施策IV-2 環境汚染の防止

本町では、下水道整備の推進による未接続世帯等の解消を図り、河川の水質の維持に 努めています。水質調査は主要河川の9箇所において測定を行っており、ともに環境基準を満たしています。また、事業所における環境調査や必要に応じて指導等を行っています。

引き続き、水質調査をはじめ、各環境測定結果を把握・公表するとともに、工事等に おける騒音・振動の抑制に向けた指導、有害物質の生活環境への流出防止等を実施して いきます。

### ■環境指標

項目		単位	現状値	目標値
公害苦情件数		件	0件/年 (令和2年度値)	0件/年 (令和14年度値)
水質環境基準達成率		%	100% (令和 2 年度値)	100% (令和 14 年度値)
汚水処理	市街化区域	%	100% (令和 2 年度値)	100% (令和 14 年度値)
人口普及率	市街化調整 区域	%	92.8% (令和2年度値)	95% (令和 14 年度値)
下水道接続率		%	96.6% (令和3年度値)	100% (令和 14 年度値)
合併処理浄化槽維持管理 費補助事業申請率		%	65% (令和3年度値)	100% (令和 14 年度値)

### ■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1)大気汚染の防 止	①野焼きによる大気汚染や苦情発生の防止に努め ます。	生活環境課
	②県と事業所におけるボイラー等の立ち入り調査を実施し、適正管理に努めます。	生活環境課
(2)河川・水路の 水質保全	【重点施策】 ①町内の主要河川 (9箇所)の水質調査を行います。	生活環境課
	【重点施策】 ②下水道整備の推進による未接続世帯等の解消を 図ります。	生活環境課
	【重点施策】 ③合併処理浄化槽設置の促進を図ります。	生活環境課
	④事業所等における適正な排水処理を指導します。	生活環境課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(2)河川・水路の 水質保全	⑤公共施設の排水を適正に処理します。	総務課、防災安全 課、子育て健康課、 給食センター、生涯 学習課
(3)騒音·振動対 策	①事業所等が実施する騒音・振動対策について適正 な対策が講じられるよう指導します。	生活環境課
(4)有害物質対策	①有害物質の生活環境への流出を防止するため、事業所等における排水調査、水質調査を実施します。	

【重点施策】: 特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み

### 重点施策 環境汚染の発生防止と生活排水対策の推進

町民が健康で安全安心に暮らせるよう、健康の保護や安全の確保のために、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の環境汚染の発生防止を図るとともに発生時における早期対応の徹底を図ります。

また、事業者に対しては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」や関係法令等に基づき、県と連携し環境汚染の発生防止に努めるとともに積極的な指導等を行います。

さらに、市街化調整区域内の効率的な下水道整備を推進するとともに、下水道処理区域外については、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや適正な維持管理の促進を図ります。

取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課
■美しい街並 みの保全	【重点施策】 ●不法投棄、ポイ捨て防止のための意識啓発を図ると ともに、事業者、学校、団体等が自主的に行う美化 活動を支援します。	生活環境課
■公園整備・緑 化事業の推 進	【重点施策】 ❷町民や団体等による自発的な緑化活動を支援します。	生活環境課
	【重点施策】 ③町内の主要河川(9箇所)の水質調査を行います。	生活環境課
■河川・水路の 水質保全	【重点施策】  ④下水道整備の推進による未接続世帯等の解消を図ります。  ○市街化調整区域内において、未接続の世帯や事業所に対しては戸別訪問等をさらに積極的に行い、接続率の向上を図ります。	生活環境課
	<ul><li>【重点施策】</li><li>奇合併処理浄化槽設置の促進を図ります。</li><li>○合併処理浄化槽の普及及び適切な管理を促進するため合併処理浄化槽維持管理費補助事業を実施します。</li></ul>	

# 基本目標V

### 環境パートナーシップの形成をはかるまち





### 環境施策 V-1 環境に関心のある人材の育成

本町の各学校では、「総合的な学習の時間」を中心に、自然に対する興味・関心を深めるような環境教育を行っており、将来を担う人材の育成を図っています。また、自然観察会の開催や環境出前講座の実施、おおい自然園展示会の開催など、町民が自然環境に興味を持つよう、環境学習等の実施も行っています。

そこで、次代を担う子どもたちの世代から環境への意識を高めるため、引き続き大井 エコ・スクールの開催や環境展にて環境関連分野の展示、体験、学習の場を提供するな ど、環境意識の向上を図り、学校教育での環境教育の充実を進めます。

#### ■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
環境展の来場者数	人	300 人 (令和 4 年度値)	2, 500 人 (令和 14 年度値)
自然観察会の開催	回/年	12 回/年 (令和 4 年度値)	12 回/年 (令和 14 年度値)
環境出前講座の実施回数	回/年	3回/年 (令和4年度値)	8回/年 (令和14年度値)
大井町史 (別編 自然) の定 期的な販売冊数	冊/年	1 冊/年 (令和 4 年度値)	1冊/年 (令和 14 年度値)
(再掲) おおい自然園展示会の開 催	回/年	1回/年 (令和3年度値)	1 回/年 (令和 14 年度値)

#### ■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
	①総合的な学習の時間や体験学習等を通して、自然に対する興味・関心を深めるような環境教育を推進します。	教育総務課
(1)環境教育·	②子どもエコ・スクールを開催し、環境に関心をもつ 児童を育成します。	生活環境課
環境学習の 推進	【重点施策】 ③環境展にて環境関連分野の展示、体験、学習の場を 提供し、環境意識の向上を図ります。	生活環境課
	【 <b>重点施策】</b> ④環境学習の推進を図るため、自然観察会等を実施し ます。	生涯学習課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1)環境教育・ 環境学習の	⑤農業体験をはじめ里山保全活動等の交流体験事業により環境教育を推進するとともに、交流体験事業を 提供する自然体験活動指導者を養成し、人材育成に つなげます。。	地域振興課
推進	【重点施策】 ⑥「脱炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野における 出前講座を推進します。	生活環境課
	①環境展にて新技術や団体の活動等を紹介します。	生活環境課
(2)環境情報の 発信	【重点施策】 ②町広報、ホームページおいて、大井町史(別編/自然) を活用し、町の自然を紹介します。	生涯学習課
	【重点施策】 ③おおい自然園展示会の開催等により、町の自然を紹 介します。	生涯学習課

【重点施策】: 特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み





### 環境施策 V-2 環境保全活動の推進

令和4 (2022) 年に実施した町民アンケート調査においては、「環境活動への参加」に対して、「時間や都合があえば参加してみたい」「活動内容によっては参加してみたい」が回答者の約63%を占めており、条件次第で参加に前向きな結果でした。また、同年に実施した事業者アンケート調査においては、「住民または行政等と協働した地域での環境保全活動」として、「地域の清掃・美化活動」については、約47%もの事業者が「実施している」と回答し、約20%の事業者が「今後実施したい」と回答しています。

今後とも、各主体の取り組む姿勢の継続を図り、引き続き環境保全活動の推進を図っていきます。

#### ■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
(再掲) 「おおいゆめの里」周辺の 里山管理の実施回数	回/年	9回/年 (令和3年度値)	10 回/年 (令和 14 年度値)

### ■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1)町民・事業者 等との協働	【重点施策】 ①ボランティア団体「ゆめの里育て隊」をはじめ、地域で活動する団体、事業者等、多様な主体との協働により積極的に里山管理を推進します。	
寺とり加側	【重点施策】 ②自然観察会等の指導者を養成し、指導者間の交流を 通して自然環境保全を促進します。	生涯学習課

【重点施策】: 特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み

# 重点施策 環境教育の推進と環境情報の発信

本町の豊な自然環境を保全していくためには、町民や事業者、特に、これからの大井町を担う小・中学生の高い環境への意識を醸成するとともに、一人ひとりが自主的に考え、取り組むための仕組みづくりを推進する必要があります。

そこで、環境学習会や情報提供、環境イベントなどを通じて、環境についての意識の 高揚を図り、本町の環境や地球環境のための自主的な行動が展開される施策を実施して いきます。

取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課
■環境教育・環 境学習の推	<ul><li>【重点施策】</li><li>●環境展にて環境関連分野の展示、体験、学習の場を 提供し、環境意識の向上を図ります。</li><li>○事業者や各種団体等の協力のもと、環境改善に関 する技術や活動の紹介等を行い、町民等への環境 学習、情報提供、意識啓発を図ります。</li></ul>	生活環境課
進	<ul><li>【重点施策】</li><li>②環境学習の推進を図るため、自然観察会等を実施します。</li></ul>	生涯学習課
	【重点施策】 ③ 「脱炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野における 出前講座を推進します。	生活環境課
	【重点施策】 ❹町広報、ホームページにおいて、大井町史(別編/自 然)を活用し、町の自然を紹介します。	生涯学習課
■環境情報の 発信	<ul> <li>【重点施策】</li> <li>⑤おおい自然園展示会の開催等により、町の自然を紹介します。</li> <li>○本町に生育・生息する動植物を保全するため、町全体を「おおい自然園」ととらえ、動植物の生育・生息状況について情報を収集するとともに、「おおい自然園展示会」等を開催し、町の自然を紹介します。</li> </ul>	生涯学習課

### 第6章 環境配慮と行動

第5章に示した施策体系に基づき、町民・事業者・町の環境配慮指針を以下に示し、日常 生活や事業活動等において実践することで、本町のめざす環境像『豊かな環境の中で生き生 き暮らすカーボンニュートラルなまち おおい』の実現をめざすものとします。

### 基本目標I

### かけがえのない自然環境を保全していくまち

環	竟施策 [ −1	自然環境の保全と再生
	主体	環境配慮指針
		●本町の自然環境について学び、緑や里山を保全する団体等の活動に参
		加・協力し、自然環境を守っていきましょう。
		●水辺や森林等の利用の際には、原状回復とごみの持ち帰りを心がけま
		しょう。
		●河川等の地域の美化活動に積極的に参加しまし
	町民	ょう。
		●町内の農産物を積極的に購入しましょう。
		●ふれあい農園等を積極的に利用するとともに農地の保全に協力しま
		しょう。
		●環境展をはじめとした各種イベントに積極的に参加しましょう。
		●自然とふれあう際にはごみは持ち帰りましょう。
		●樹林地を大切にする事業活動に努めましょう。
		●開発行為を行う場合は自然環境への影響に配慮しましょう。
		●事業者として里山の保全等の活動に協力しましょう。
		●土地や森林の無秩序な売買・開発に協力しないようにしましょう。
		●斜面地の工事にあたっては、土留め・植栽・排水等の崩壊防止策に配   ***********************************
	事業者	慮し、周囲地盤への影響を抑制しましょう。 ● 環境に 8 共 8 小大い 開発性 8 大地では 7 持 5 かに 第 3 トナレーラ
		●環境に負荷の少ない農産物の栽培方法を積極的に導入しましょう。
		●町内農産物を積極的に購入しましょう。
		●農業において発生する廃棄物を適正に処理しましょう。 ●農薬等は適切に使用、処理しましょう。
		●農薬等は適切に使用、処理しましょう。 ●自然とふれあう場の提供に協力しましょう。
T00 J	++	
[	竟施策 [ −2 ————	生態系の保全と再生
	町民	●本町に生育・生息する動植物について学び、里山や河川、用水路等を
		保全する活動に参加・協力し、動植物が生育・生息する環境を守って
		いきましょう。
		●外来生物を持ちこまず、この地域に生育・生息してきた動植物を保全

		していきましょう。
		●樹林地や河川、水路を大切にする事業活動に努め、動植物の保護に
	事業者	努めましょう。
		●開発行為を行う場合は、動植物の生育・生息する環境への影響に配慮
		しましょう。
		●事業活動における地下水の適正利用に努め、水循環を保全しましょ
		う。

# 基本目標Ⅱ

# カーボンニュートラルをめざして行動をおこすまち

環境施策Ⅱ-1		地球温暖化対策の推進
·	主体	環境配慮指針
	町民	<ul> <li>●町広報誌や町のホームページ等から環境情報の収集に努め、地球規模での環境問題の理解を深めましょう。</li> <li>●空調や照明の管理等による節電を徹底し、省エネ型のライフスタイルを実施しましょう。</li> <li>●太陽光発電システムなど、再生可能エネルギー機器の情報収集に努め、支援制度を活用し、家庭に導入していきましょう。</li> <li>●電車やバス等の公共交通機関の利用に努めましょう。</li> <li>●自家用車の運転は急発進等を避け、停車中はエンジンを止める等、エコドライブに努めましょう。</li> <li>●風呂の水を洗濯に利用するなど、節水に心がけましょう。</li> <li>●電気自動車や低燃費・低公害車などの購入・利用に努めましょう。</li> <li>●家電製品の更新時は省エネルギー製品の選択に努めましょう。</li> <li>●なとトポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器等の利用に努めましょう。</li> </ul>
	事業者	<ul> <li>●職員や従業員の出張等は、公共交通機関の利用を推奨しましょう。</li> <li>●業務用車両等の運転は急発進等を避け、停車中はエンジンを止めるなどエコドライブに努めましょう。</li> <li>●電気自動車や低燃費・低公害車などの導入促進に努めましょう。</li> <li>●職員、従業員全体で省エネルギー活動を推進しましょう。</li> <li>●フロン・代替フロンを使用している製品を廃棄する場合は、指定業者に委託し、適正に処理しましょう。</li> <li>●職員、従業員に対する環境教育を実施し、環境問題への理解を深め、環境配慮意識の向上を図りましょう。</li> <li>●環境に関する学習会や講座、講演会等の参加・協力に努めましょう。</li> <li>●事業活動に関わる環境保全対策の情報を積極的に収集・活用・発信しましょう。</li> </ul>

		●環境負荷が少ない製品の開発や販売に努めましょう。
	事業者	●再生可能エネルギー由来の電力について、事業所における利用を検討
		しましょう。
環	境施策Ⅱ-2	気候変動の影響への適応
		●熱中症警戒アラート等の情報を受け取れるようにしましょう。
		●屋外イベント等における熱中症に気をつけましょう。
	町民	●普段からハザードマップなどを確認し、避難ルートの確認を行ってお
		きましょう。
		●災害時の連絡の取り方、避難先、避難ルート、備蓄品等について、普
		段から家族と話し合っておきましょう。
	事業者	●事業活動における社員の熱中症等の健康被害に気をつけましょう。
		●社員が熱中症警戒アラート等の情報を受け取れるようにしましょう
		●普段からハザードマップなどを確認し、避難ルートの確認を行ってお
		きましょう。
		●災害時の連絡の取り方、避難先、避難ルート、備蓄品等について、普
		段から社員と話し合いましょう。

# 基本目標Ⅲ

# 資源循環をすすめる環境負荷が少ないまち

環	境施策Ⅲ-1	ごみの減量化と資源化の推進
	主体	環境配慮指針
	町民	<ul> <li>●焼却炉の負担を軽減し、処分場の延命を図るため、生ごみの水切りや紙類の分別など、ごみ全般の減量化に努めましょう。</li> <li>●生ごみ処理容器(段ボールコンポスト)を使用し、生ごみの量を減らし、堆肥として利用しましょう。</li> <li>●剪定枝のチップ化事業を活用し、庭木などの剪定枝の再利用とごみの削減を行いましょう。</li> <li>●缶、びん、ペットボトル、牛乳パック、紙類など、資源物はリサイクルしやすいよう分別・洗浄して再資源化に努めましょう。</li> <li>●マイバッグを持参し、過剰包装を断る、パックよりばら売りのものを購入するなど、新たなごみを発生させないようにしましょう。</li> <li>●詰め替え可能な商品や環境に配慮した商品を買い、使い捨て商品は買わないようにしましょう。</li> <li>●自己の管理地は不法投棄を誘発しないよう適切に管理しましょう。</li> </ul>
	事業者	<ul><li>●両面印刷、両面コピー、再生紙、使用済み用紙の裏紙の利用を徹底しましょう。</li><li>●会議資料や事務手続書類を簡素化しましょう。</li></ul>

		●使用済み封筒を再利用しましょう。
		●電子メディア等の利用によるペーパーレス化に取り組みましょう。
		●物品を購入する際には、国のグリーン購入リスト、エコラベル・グリ
		ーンマーク・スタープログラムの表示製品から優先的に選定しましょ
		う。
		●コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルに取
		り組みましょう。
		●容器・包装の少ない製品、リターナブル容器が使用できる製品、再利
		用可能な製品の製造・販売に努めましょう。
		●環境負荷が少ない製品の開発や販売に努めましょう。
		●製造過程で発生する廃棄物の減量化、再生利用や、製造したものの回
		収・リサイクルに努めましょう。
		●製品などの廃棄時における配慮事項など、適切な情報提供に努めまし
		ょう。
		●廃棄物のリサイクルや減量化に努め、自らの責任において、廃棄物を
		適正に処理しましょう。
		●不法投棄などは行わないよう関係法令を順守するとともに、廃棄物の
		不法処理抑止への活動に協力しましょう。
環	竟施策Ⅲ-2	食品ロスの削減の推進
	町民	●調理するときは、適正な量の食材を最大限に利用しましょう。
	可以	●フードドライブやフードシェアリングサービスを利用しましょう。
	事業者	●食品廃棄物を削減しましょう。
	尹禾日	<ul><li>●フードドライブやフードシェアリングサービスに協力しましょう。</li></ul>
		<del></del>

# 基本目標Ⅳ

# 健康で安全安心に暮らせるまち

環	竟施策Ⅳ-1	良好な生活環境の保全
	主体	環境配慮指針
		●地域の美化運動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
		●住宅の敷地内への緑化に努めましょう。
	町民	●犬などのペットの散歩の際には、糞を必ず持ち帰りましょう。
		●町内の歴史的文化遺産に興味を持ち、その保全と次世代への継承に努
		めましょう。
		●地域の美化運動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
	事業者	●建物の建設や看板等の設置の際には周辺の景観に配慮しましょう。
		●敷地内の緑化に努めましょう。
		●大気汚染、水質汚濁等の公害に関する各種法令基準を順守するととも

		に、PRTR 法に基づき、有害化学物質の排出量や移動量を、県を通じて国に届け出ましょう。
環	境施策Ⅳ-2	環境汚染の防止
	町民	<ul> <li>●ごみの分別を徹底し燃えるごみを減らしましょう。</li> <li>●エコドライブに努めると同時に、公共交通機関や自転車を利用し、排気ガスの削減に努めましょう。</li> <li>●大気汚染の原因となる小型焼却炉の使用や野焼きはしないようにしましょう。</li> <li>●環境にやさしい生活用品(石鹸・洗剤等)を使う、食べ残しを流しに捨てない等、家庭排水の処理に気をつけ下水道・下水管への負荷を軽減しましょう。</li> <li>●公共下水道への接続もしくは合併浄化槽の設置と維持管理を行い、河川の水質を守りましょう。</li> <li>●静かな生活環境を守り、近隣トラブルを避けるため、日常生活音や自動車などの生活騒音の発生防止に配慮しましょう。</li> <li>●ペットの鳴き声や、家庭生活から発生する騒音に配慮しましょう。</li> </ul>
	事業者	<ul> <li>●アイドリングストップなどエコドライブを心がけましょう。</li> <li>●業務用車両等の効率的な利用とエコカーの導入を推進しましょう。</li> <li>●廃棄物は適切に処分しましょう。</li> <li>●焼却炉を使用する場合は、県の許可を受けた物を使用しましょう。</li> <li>●事業所における排水を適切に処理しましょう。</li> <li>●水質汚濁の原因となる物質は適正に管理、処理しましょう。</li> <li>●近隣への騒音・振動等に十分な対策をしましょう。</li> </ul>

# 基本目標V

# 環境パートナーシップの形成をはかるまち

環境施策Ⅴ-1		環境に関心のある人材の育成
	主体	環境配慮指針
		●環境学習講座や自然観察会などに積極的に参加しましょう。
		●家庭や地域、学校でお互いに情報交換・協力をしながら環境教育・学
	町民	習に取り組みましょう。
		●環境情報に関心を持ち、環境情報に係わるホームページ・書物などで
		学びましょう。
		●従業員は、職場での事業活動による環境負荷やその対策についての理
	事業者	解を深めていきしましょう。
	尹木日	●社内における環境教育の実施、社外セミナーや学習会への参加を促進
		し、従業員の環境問題に関する意識の向上に努めましょう。

環	境施策Ⅴ-2	環境保全活動の推進
	町民	<ul> <li>◆大井町の環境情報やまちの魅力について発信・収集し、町民相互に情報を共有していきましょう。</li> <li>●得意分野を活かしながら、地域の環境学習・体験学習の指導者として活動しましょう。</li> <li>●自然観察会の指導者のための研修に参加し、環境学習を担う人材となり、貢献していきましょう。</li> <li>●イベントガイドや広報・ホームページより情報を入手し、団体活動等へ参加しましょう。</li> <li>●町民団体同士で情報を共有・ネットワーク化し、行政や学校などと連携し、より充実した環境保全活動を行っていきましょう。</li> </ul>
	事業者	<ul><li>●地域の環境保全活動に従業員を参加させるなど、地域と連携した取り組みを進めましょう。</li><li>●地域や学校などにおける環境教育・学習に係わる工場・企業見学などの受け入れに協力しましょう。</li><li>●環境保全技術や活動等の情報を積極的に発信しましょう。</li></ul>

### 第7章 計画の推進方策

### 1. 計画の推進体制

計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体(町民・事業者・町)の自主的・積極的な取り組みと、参加、協働、連携によるパートナーシップの形成が必要です。

そこで、本計画の進行状況を管理する推進体制を以下のとおり整理します。

### (1) 大井町環境審議会

「大井町環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な事項等を調査 審議する機関として「大井町環境審議会」を設置します。町の環境の現況と課題、そのために取り組む施策等を確認し、本計画の策定に関する事項について審議します。また、本計画策定後は、計画の推進状況等の総合的な評価・点検を行います。

#### (2) エコ・タウンおおい推進協議会

本町における環境施策の検討及び推進を図ることを目的に設置された協議会であり、町 民・事業者・団体により構成します。計画に定めた施策の取り組みや進捗状況を評価する とともに、各施策や事業計画の立案を行います。

### (3) ワーキンググループ

庁内各課より選出してワーキンググループを編成し、本計画で定めた施策の取り組みや 町民・事業者に対する意識啓発を図ります。また、取り組みの進捗状況を評価するととも に、各種施策の策定や事業計画の立案を行います。

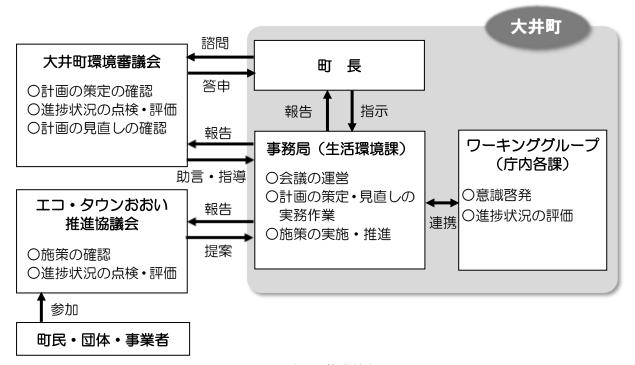


図 計画の推進体制

### 2. 計画の推進

### (1) 大井町環境行動計画の推進

大井町環境行動計画とは大井町環境基本計画に定める各施策の推進と実効性を高めるため、 町民・事業者・町が行う具体的な活動や取り組み、目標等を定めるものです。

町は、率先して環境配慮した行動を実行し、町民・事業者・各種団体等に対しては具体的な取り組みの実践を促進します。

### (2) 事業者・地域・各種団体のネットワーク

町民、事業者の主体的な活動を広げるとともに、地域のよりよい環境づくりのための活動の連携を促すため、町民、事業者による幅広い環境活動ネットワークの形成を支援します。

具体的には、自治会や事業所、団体等による連携した環境調査や美化活動等の実施等に向けて、必要に応じて町が調整役となり町民・事業者の自主的活動を支援するとともに協働による取り組みを推進します。

#### (3) 国・県・周辺自治体との協力体制の構築

本計画の推進に当たっては町が主体となって、国や県、周辺自治体などへ本計画の趣旨を伝えるとともに協力を要請し、連携しながら計画を推進します。

### (4) 財政上の措置

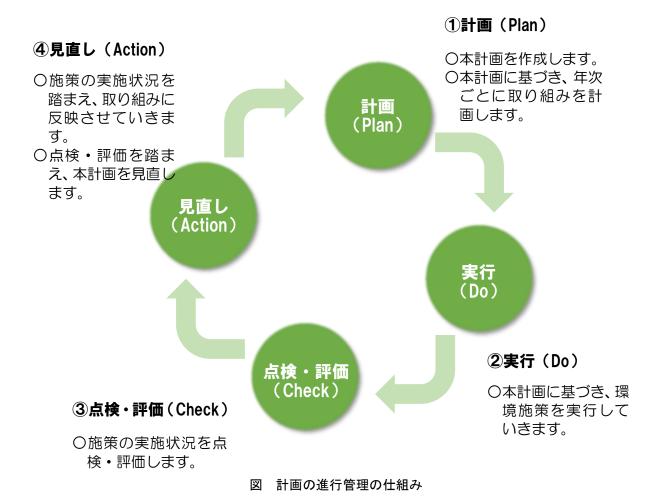
本計画に掲げる施策を実施するために必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるものとします。

### 3. 進行管理の仕組み

#### (1) 進行管理の手法

本計画の進行管理は、計画 (Plan)、実行 (Do)、点検・評価 (Check)、見直し (Action) のサイクルにより、取り組みの実施状況や成果を点検・評価しながら、随時、取り組みの達成状況をチェックしていきます。

このサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、達成状況や様々な社会情勢等の動向を踏まえながら、必要に応じて施策の内容や計画全体の見直しを行うものとします。



#### (2) 進行状況の点検・評価

本計画の推進を図るためにエコ・タウンおおい推進協議会において、計画の進捗状況について年度ごとに点検及び評価を行います。

また、大井町環境審議会において計画の進捗状況等の総合的な点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

### (3)計画及び進捗状況の周知

本計画の推進を図るためには、町民・事業者・各種団体等の計画への理解と協力を得るとともに、日常生活や事業活動等に生かすことが大切です。

そのため、町のホームページ、広報誌等を通じて、施策の内容とその進捗状況の周知に努めます。